

参議院文教委員会会議録第八号

昭和五十六年四月十六日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 降矢 敬義君
理事 大島 友治君
世耕 政隆君
勝又 武一君
佐藤 昭夫君

委員 井上 裕君
田沢 智治君
内藤 三郎君
仲川 幸男君
松浦 功君
小野 明君
粕谷 昭美君
本岡 昭次君
柏原 ヤス君
高木 健太郎君
小西 博行君

国務大臣 文部大臣 田中 龍夫君

政府委員 行政管理庁行政管理局長 佐倉 尚君
文部大臣官房長 鈴木 勲君
文部省大学局長 宮地 貫一君
郵政省電波監理局長 田中眞三郎君

事務局側 常任委員会専門員 瀧 嘉衛君

参考人

創価大学文学部 教授 新井 直之君
私立大学通信教育協合理事 大阪学院大学法 学部長 板橋 郁夫君
大阪学院大学通信教育部運営委員長
帝塚山学院大学 名誉学長 西本三十二君
日本放送教育学会 会長

本日の会議に付した案件

○放送大学学園法案(第九十三回国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)

○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

放送大学学園法案を議題といたします。

本日は、お手元に配付いたしております名簿の方々を参考人として御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつ申し上げます。

皆様には御多忙のところ御出席を賜りまして、本当にありがとうございます。皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

つきましては、議事の進行上、名簿の順で、お一人十五分程度御意見を述べいただき、その後委員の質疑にお答え願いたいと存じます。

それでは、まず新井参考人にお願いたします。

○参考人(新井直之君) 新井でございます。

私は現在大学に奉職をしておりますこと、それから専攻がマスコミュニケーション論というこ

とをやっておりますので、その立場から御意見を申し上げたいと思います。

八つほど疑問点といいますか問題点といえますか、そういうことを申し上げたいと思いますけれども、第一は、放送で学習が可能なのだろうかという点であります。

一般に、マスコミを視聴したりあるいは読んだりという場合には、必ずしも全部が受動的であるとは限らないのでありますけれども、放送大学の場合にはどうしてもその放送を見たか聞いたりしなければならぬという一種の強制が伴うわけでありまして、どうしてもそこで受動的な学習にならざるを得ないと思えます。しかし、大学は、本来知識を伝承するだけではなくて、学生自身がみずから学びあひあひをみずから考える態度を養うという、そういうことを教える場だと思われまうので、そのときに、ただ一方的な通行で質問ができませんとか、あるいはみんなと一緒に討論をすることができないとかということでは、私は大学の名に値しないのではないだろうかというふうに考えられるわけでありまして。

御承知のように、イギリスでは一九七一年から放送を使いまして通信教育のオープンユニバーシティというのを開校いたしました。これは準備段階ではユニバーシティ・オブ・ジ・エアー、つまりまさに放送大学という名前です。スタートをしようとしたのでありますけれども、やはり放送が大学教育にそれほどのウェイトを占めるのはまずいのではないかとということで、オープンユニバーシティの副総長であるウォルター・ペリーという人が書いた本によりますと、放送を使った教育は全教育の五％にとどめてあるということでありまして、そういうことを考えましても、放送で本格的に大学教育が可能なのかという点を私は疑問を感じざるを得ないわけでありまして。

第二の点は、そういうふうにもし本場の大学教育を行おうとするならば、どうしてもスクリーニングが大事だろうと思っております。この点は、以前に文部省大学局がお出しになりました「放送大学について」というパンフレットの中では、「放送大学は、通信制の大学であるところから、教師と学生との直接的ふれ合いの機会をつくることとが欠かせないものとなる。この点については、類似的教育方法をとる既存の大学通信教育における面接授業の実際に留意し、放送大学においても、これと同程度の面接授業を実施することとしている。」というふうに書いてありました。

現在大学の通信教育では、卒業までに必要な百二十四単位のうち三十単位は面接授業によることになっておりますので、放送大学もそれに基づくものと思われていたのでありますけれども、ことしの一月、文部省がお出しになりました同じ「放送大学について」という新しいパンフレットではその部分が全く欠落してございまして、その点は、私は文部省の方が面接授業——スクリーニングを重視するといましようか、あるいはそのことを余り重く見ないようにならねばならぬことではないかという気が私はちよつと読んだのであります。そういう点で、スクリーニングというものをどういうふうな放送大学で位置づけているかということ、私はかなり疑問でありまして、これが欠けてくると大学教育というものが本場の大学教育にならないのではないかとこの点を心配するわけでありまして。

第三の心配は教員の研究ということが不在になりはしないかということでありまして。

今度の放送大学学園法案の第一条のところに目的が書いてございまして、その中には「放送等により教育を行う大学」でありまして研究という言葉が欠けておりますし、第二十条に三つの

放送大学の業務について書いてありますが、この中にも研究について全く触れておりません。

大学と申しますところは教育を行うだけではなく、同時に教員の研究が不可欠でありまして、教員の研究の新しい成果をまた学生に伝えていくという役割があると思うのでありますけれども、その点がどういふふうな位置づけられているのかという点が心配であります。特に放送大学は教養学部でありまして、非常に幅の広い教員の専門ということになってまいります。多岐にわたる専門であるためにおさら共同研究などというものがむずかしくなつてまいりますし、それから研究設備を整えるということも大変困難であるかと思ひますので、その点がどのように考えられているのかという点が心配であります。

第四の心配は地域性の問題であります。

現在の文部省の「放送大学について」というパンフレットでは、第一期の、つまり関東一円だけを対象とするようになっておりますけれども、やがては全国的にこの放送大学の教育が行われることになると思うのでありますけれども、そしてその場合には、東京からあるいは千葉県の幕張からですか、発信される電波が全国一円を覆うということになるだろうと思ひます。現在、全国をカバーする唯一の放送が行われておりますのは御承知のようにNHKであります。放送法第四十四条には「全国向けの放送番組のほか、地方向けの放送番組を有するようにすること」ということがNHKには義務づけられております。つまり唯一の全国放送であるNHKに対しては地方向けの放送、ローカル放送を行うということが義務づけられてゐるわけでありまして、今度できますこの放送大学は全国に向けて放送が行われまして、この放送法第四十四条は放送大学にどうも今度の法案では適用されないようになっております。そうしますと、いままでの放送法の考え方であった全国向けのNHKの放送であつてもローカル放送が義務づけられる。もちろん一般放送事業者である民間放送は義務づけられるわけでありまし

て、そういう放送法の原則がここでひとつ大きく変わるといふことを示しているだろうと思ひます。あります。この点はやはり放送法の基本に触れる大きな問題点であるかと思ひます。

教育上の方から考えてみても、私は教育というものはやっぱりその地域のニーズに合った地域性を持った教育ということが非常に大事だと思ひます。現在、地方の各国立大学ではかなり地域性を重視したさまざまな試みが行われております。しかし、そういったようなものが生かされないうで全国画一の教育が行われるというこはいかげなものであるかというふうに考えるわけであり

第五の点は、やはり放送法との関係でありますけれども、御承知のように現在の放送法ではNHKとそれから一般放送事業者である民間放送との二本立てになっておりますが、ここに新しく特殊法人放送大学というものが誕生するわけでありまして、これは三本立てになるということでありまして、これも放送法の基本を変える大きな問題でありまして、この点をどういふふうにかえるかということは慎重に御審議をいただきたい点であるかと思ひます。

第六の点は、やはり放送法との関連であります。学問の自由との問題であります。

放送大学学圖法案の附則の十一條には、放送法の四十四條三項が準用されるといふことになっております。放送法の四十四條三項は、御承知のように放送番組の編集方針を定めておるわけであり

ますが、特に問題なのは四十四條三項の四であるかと思ひます。この四は、「意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること」が現在の放送には義務づけられておりますが、大学では自分の学説を述べるといふことはどうしても欠かせないわけでありまして、対立する学説がある場合に、そのさまざまな学説を紹介することは当然でありますけれども、しかし教員が、自分はこの学説が正しいと思ふとか、あるい

は自分はこの学説をとるかといふことは学生に向かつて述べることも多いわけでありまして、またそれが必要であるかと思ひます。しかし、今度の文部省の「放送大学について」というパンフレットを見ますと、その中で行われる講義の中に、たとえば「現代の裁判」であるとか、「政治思想」であるとか、「現代の政治生活」であるとか、あるいは「国際政治論」、「日本の政治」、「労働関係と法」、「労働問題」など、どうしても対立する意見を含む問題が講義のテーマとして掲げられておりまして、そういう際には教員が自分の学説を述べるこ

とがこの放送法で非常に縛られるはしないか。これは学問の自由といふこととこの放送法の規定との比較考量をどうするかという点は大きな問題だ

うと思ひます。

第七の点は、NHKの現在行われている教育番組、教養番組に対する影響であります。

恐らく放送大学が始まりましてこの番組は全国だれでも見られることになるわけでありまして、その中で単位を取つて大学卒の資格を取ろうとする人はきわめて少数であり、非常に多くの人はほかの一般の番組と同じようにこの放送大学の番組を見ることになるだろうと思ひます。それは内容からすれば大学教養学部の講義の内容でありまして、まさにNHKの教育番組、教養番組と対抗する関係になるわけでありまして、その辺をどういふふうにかへたいかという点が問題として残ると思ひます。

第八番目の問題は、大学の自治の問題でございます。

今度の学圖法案によりまして、たとえば理事長は文部大臣による任命であり、それから理事は文部大臣の認可を得て理事長が任命するのであり、監事は文部大臣による任命であり、それから運営審議会の委員は文部大臣による任命であり、学長は文部大臣による任命であり、学長は文部大臣による任命が非常に多いわけであり

つてまいりますと、教授会の地位はどうなるのかという点が私は心配になってまいります。学校教育法の五十九條には、大学は教授会を設けて重要な事項をそこで審議するといふふうになっておりますが、一体教授会はそこで何が重要な事項として審議できるものでありましようか。たとえば教員の任免、それは評議会が行うことになっておりま

すけれども、この評議会は学長の申し出で理事長が任命するのでありまして、この教員の任免には教授会がノータッチといふふうな法案では認め

ます。しかも、その教員の任免を決める評議会のメンバーである評議員はこれは理事長が任命する

のでありまして、教授会が選出するのではありま

せん。これは一つの例でありまして、教授会の重要な事項を審議するといふことが一体放送大学では

どのように行われ得るのであるかといふことが

この大学の自治との関係で心配になってまいり

ます。

結論として私が申しますことは、結局、いま各地方の国立大学ではそれぞれ独自にその地域に合った教育をしておいでございまして、私は、その地方の国立大学がそれぞれに通信教育を行つたり何かして、その教育の手段の一つとして各大学が放送局を利用し、あるいは放送局を独自に持つて放送教育が行われるならばまだ私は了承できると思ひます。私は、この放送大学というものが大学に行く機会を失した人たちのために大学卒の資格を与えるという趣旨であるように法案では読めますが、それならばなぜ、現在ある国立大学が昼夜開校制、つまり夜間の学部を置くこととしないのか、あるいは通信教育をやろうとしないのか、現在ある国立大学をもっと有効に活用することによってそういう目的は果たされるのではないか。そういう通信教育を行う際の教育の手段として放送を利用していく、そしてその運営にはそれぞれの国立大学が当たるというこになれば、先ほど私が申しました学問の自由の問題、あるいは大学の自治の問題、研究の不在の問題などといふのは全部解消するわけでありまして、私

はそういうことがむしろ考えられてしかるべきではなかったかという気がいたしております。
以上でございます。

○委員長(降矢敬義君) ありがとうございます。

次に、板橋参考人をお願いいたします。

○参考人(板橋都夫君) 板橋でございます。

私は、通信教育を実施しております各大学が形成しております私立大学通信教育協会というのがございまして、その代表ということで本席に参ったわけであります。したがって、これから申し上げますことは、私どもが日ごろ協会で話をしております放送大学関連の問題についてここで若干の私見を申し上げたい、こういうことで準備をいたしましたわけであります。それが多少なりとも本委員会の審議の御参考になれば幸いかと存じます。

まず、この放送大学関連の問題は、すでに御関係の皆様方御案内のごとく長い間問題になっておりまして、さきに放送教育開発センターの設置に関連する八十四国会、これは申すまでもなく五十三年度であったわけですが、この五月の九日に当参議院の文教委員会でも私どもの児玉三夫参考人が関連のお話を申し上げてあるわけであります。それからまた、本日の特設法人放送大学法案に關連しまして、すでに五十三年十一月八日衆議院の文教委員会でも私どもの協会の理事長であります高梨公之参考人がこの法案について御意見を申し上げてあるわけであります。したがって、それらはすでに当委員会等でも十分御理解を賜っておりますものというところで重ねては申し上げません。重複を避けるということであるべくそれをのけまして、その他について若干の意見を申し述べてみたいと思っております。もともと重複をする部分はやはり重要な問題点であるということに出てまいるのでありますから、その点も事前に御了承を賜りたいと思っております。

問題は、この特設法人放送大学学園、それからもう一つはその特設法人が設置するところの放送

大学というように二つに分かれていくのでありますから、当面はこの大学の方は組上には上つておられないように思われたいと思っております。しかし設置する特設法人は当然その設置するところの大学を予定しているわけでありますから、この際あわせて意見を申し述べたいと思えるわけであります。

そうして、この二つを見てまいりますと、法人の方では非常に役員の数が限られておりまして、先ほど新井参考人の方からも触れられておりましたのですけれども、任命制になっておる。この任命制は国立の大学とかあるいは特設法人というような場合には制度上はやむを得ない、そうなるだろうと思うわけでありますけれども、放送大学が全体として持つておりますキャラクターといえましょうか、大学の学問を公開するというたてまえからは、やはり各方面のエキスパートを役員の中に集約するという意味では、もう少し数を多くしてこの理事会も公開しているという姿勢がほしいわけでありまして。しばしば引用されますオープンユニバーシティの理事会はかなりの数が多くて、当初は三十七名でスタートし、それで後にスタッフの中から理事を入れ、学生の中からも理事を入れ、現在はたしか五十人くらいの理事会の構成になっているように思われるのであります。そういうところから見ますと、能率よくやるというようにも考えられるわけでありますけれども、中核の人数が少なればどうしても考え方も限定されたいらうで、その点はもう少しお考えいただきたいらうかがかというように見ております。

それから大学の運営については、先ほど教授会がどうなっているかというお話がありましたから、これは私の方では触れずにおきます。

評議會で全体をやっていくというようなことであります。しかし放送大学の番組をつくるというような場合にはどうしても教授会の中で検討もされ、それからその中からコースチームのいわばチーフになる方が出てくるはずでありますから、その点はやはり教育機関としての放送大学を考え

ました場合には、教授会のメンバーが会議体を持つ。したがって、その学則の中に教授会の規定がある方がすっきりするのではないかと、将来の運営についてスムーズにいくのではないかとというように考えておるわけであります。

それから、一般に言われておるわけでありますけれども、放送大学を設置する意義とでも申しましようか、仄聞するところによりますと、その理由と申しましようか、一つには今後、昭和六十五年くらいになりまして大学入学志願者というものがふえるという見込みが一方にある。他方、無限に通学課程の大学をつくるというわけにはいかに、それはそうだろうと思うわけであります。だからその際、放送大学をつくつておけば一般国民の大学教育に対する要望というものがそこで消化されるはずだという議論があります。果たしてそうか、一部にはその役割りを果たすことができましようけれども、一体通学課程、普通の普通の大学と言つてよろしいでしょうか、通信に對して私どもは通学課程と言つてゐるわけですが、通学課程を志望する者が入れないから、それは放送大学があるのだということにはにわかにはならない。すなわち進学希望の対象がまるで違ふわけですね。でありますから、その点はどうも将来増大する大学入学志願者に対して放送大学がその役割りを果たすという点については、いささか議論が当を得ていないのではないかと申すわけであります。

それからもう一つは、通信教育に類似する放送大学というものをいきなりつくることの一つの積極意欲を大いに評価すると言えはそうでありませうけれども、他方では一つの何とないかとも思ふかなり冒険性を伴つてゐるのではないかとも思ふわけですね。むしろ長い間の積み上げの上に放送大学をやつていくのなら、もっとスムーズに受け入れられる部分が多いのではないかと思ふのでありますけれども、そういう意味では国立大学が幾つかの学校でまず通信教育の課程を置いてそれでやつてみる、その実績の上に放送大学というものを

考えてみるべきであつたのではないかと申すわけでありませうけれども、しかし、これは現在の時点では時機におくれた考え方もありません。

なぜ、それでは通信教育の課程といきなり比較するのかわからない御疑問もあるかと思ひますけれども、放送大学が一般に受け付けている印象は、二百四十課目あるわけでありますけれども、ほとんどの課目を放送でやられるという印象があるからだと思います。しかし、実際問題として完成年度に至つて、二百四十課目全部をテレビなりラジオなりでやるということはまず不可能であるはずで、それから通信のプリント教材でやる課目とそれを得ないですね。

その比率はどうかということになりますと、これはまたオープンユニバーシティの例で恐縮でありますけれども、イギリスの制度でも六五％は実は通信教育に類するプリント印刷教材でやつておる。一五％が放送であるというふうになつてゐるわけですね。しかも、一五％の比重の課目を放送するんだけれども、実際にそれでは在學生が視聴する率はどのくらいかということを知りたいと思つておりますが、担当者には一〇％とか一％と出ておるけれども、担当者にじかに聞いてみますとまあ五％ぐらいだろうと言つてゐるわけですね。恐らくそれは実情に近い数字だと思ふわけですね。そういう先例が現にあるわけでありますから、放送大学も、テレビ、ラジオで全部やるんだという印象、そういう前提で余り御議論をされませんと、将来かなり食い違ひが出てくるのではないかと思ひます。もちろんいままでの私どもが伺つております状況でも全部放送でやることは文部省の御担当の方も言つておられません。通信の方式でやるということとを私も承知しております。でありますけれども、そういう話と一般受けのたてえは放送大学に期待する、お茶の間で大学卒をというふうなキャッチフレーズは果たしてこの教育の場から申し上げるならばいかがか、実情に遠いことはなはだ開きがあるもので、そういうキャッチフレーズはいかがかと

思うわけでありませう。

それから第三に、この放送大学を設置するに關連して、従来私どもの経験では通信の制度は併設制といましようか、基礎学部がないと通信の課程はつくれないというのが設置基準になっております。でありますから、たとえば法学系の通信教育をする場合には、その大学は法学部の通学課程を持つていないといけません。そういうことで、私も各大学はいろんな意味での基礎学部の拘束、基礎学部の枠の中で通信教育をやつてきたわけでありませうけれども、放送大学はその点を外して、言うところの独立性の通信教育、放送大学ということになるわけですね。

それで、一体現行法ではできるのかという質問をしましたところが、いや、それは法律を変えるんだからということでありませうから、ああそれはそうかということでも私も納得をするわけでありませうけれども、しかし現在は——現在とはというのは、いままでは基礎学部がないと通信教育を置けなかつたという意味で、いろんな拘束を伴いながら、三十年來私も私立大学では通信教育をやつてきたという実情はこの際御理解をいただきたいと思ふわけでありませう。

そうして、私立大学でやつております通信教育の中で一番困難であり、將來も恐らくこの問題は通信教育制度発展のためにネックになるだろうと思ふのはスクーリングの点でございます。このスクーリングは、わかりやすく申しますと、大学四年間在学のうちの一年分は学校に出なければならぬんです。でありますから、通信教育というのは学校に行かなくて大学を卒業できるんだという一般の理解があるわけですが、実情はそうではない。そういうような通信教育基準になっていないんです。そうでありますから、この点についても、放送大学ではスクーリングをもつと別な形に持つていつていくわけでありませう。そういう点については、私も影響を受けるという部分の非常に重大な点でもあるので、今後これらの点については、私もその立場でも十分スクーリングを含

めた通信教育の体質強化ということをやつていくというように考えておるわけでありませう。

なお、幾つかの点で申し上げたいのがあつたわけでありませうが、予定の時間を過ぎておりますので、また御質問に關連して触れていきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(降矢敬義君) ありがとうございます。

次に、西本参考人にお願ひいたします。

○参考人(西本三十二君) 西本であります。

今日、世界的に見て、先進国でも発展途上国でも教育上最も大きな関心を寄せられておるのは放送大学であります。それは、科学技術の高度に開發されつつある激動の時代にふさわしく大学教育を大いに革新させるとともに、それを契機にして十八世紀から十九世紀、二十世紀にかけて發展してきた教育制度、学校制度、これは主として教師と生徒とのフェイス・ツー・フェイスの密接な關係、それから図書館を重視してプリンテッドメディア、書物を教育の上で非常に重視するということが、そういう四つの壁で仕切られておる教室の中でやるというような閉鎖性の非常に強い学校教育という、そういう固定觀念に縛られた学校教育、大学教育、教育制度というものを直視し、変革するために放送大学は大きな役割を果たすものであるというのが、放送大学が諸外国において、また日本においてもここ十數年來考えられておる最も重要な問題なのであります。

政治家として放送大学を最初に提唱したのは、すでに皆さんも御承知のことと思いますが、英国労働党の党首ハロルド・ウィルソンであります。第二次世界大戦中、ウィルソンは英国の挙国一致内閣で炭鉱の国有化を実現するなど戦時内閣で大きな実績を上げたのであります。戦争が終わつて、海外に出ていた、また前線から帰つてきた兵士たちの中から大学教育に対するあこがれの非常に強いことを感じ取つたのであります。また第二に、戦後の高度の科学技術の發達に伴つて、労働

者を初め国民のすべてが大学レベルの教育を必要とするということ。そして第三には、その後、英國において急速に發達したテレビというものの教育的可能性というものを認めて、この激動の時代に必要なのが放送大学であるということを痛感したのであります。

ウィルソンは、その後、政府の役人をやめまし

た。彼はオックスフォード大学を卒業し、大学で学生を指導して、戦時中は役人としてホワイトカラーのエリートであつたのであります。が、一九六三年、いまだ約十八年ほど前に労働党に入党して、そうしてやがて労働党党首に選ばれ、その前の年一九六四年に総選挙がありました。その前の年の一九六三年にグラスゴーで開かれた労働党大会で放送大学という、すなわちユニバーシティ・オブ・ジ・エアという構想を発表したのであります。ところが、これはイギリスにおいても非常に耳新しいことであつて、労働党自身もこれを労働党の重要な教育政策に取り上げることになり、ちやうどやをしたのであつて、ウィルソンの個人的と申しますか、創意工夫であるというふうに初めの間は考えておつたのであります。

それで、一九六四年の総選挙で労働党は多数党になりました。しかし、それは野党よりもわずかに三議席多いだけであつたのであります。しかし、それでもこのウィルソンは、皆さんも御承知かもしれませんが、ジェニー・リーという、労働党の領袖であつて国民保健政策を実施した有力な議員の未亡人でありませうが、この人を文部省の政務次官にして放送大学の推進に当たさせたのであります。そうして第二次ウィルソン内閣においては、さらにジェニー・リーを國務大臣ともしつぱら文部省の放送大学推進に当たらせてきたのであります。が、御承知のように、イギリスというところはオックスフォード、ケンブリッジによつて代表されておるように、アカデミズムと申しますか、いわゆる象牙の塔式な大学ということを尊重する風潮の強い國でありますから、労働党の人々も、もちろんそれから保守党の人々も放送大学とい

うのに対しては余り理解がなかつたのであります。けれども、ウィルソンとジェニー・リーの非常に強力な推進によつてこれを実現することに努力したのであります。が、やがてそれがオープンユニバーシティといふことになつて、ウィルソンの考えておつたことの約五〇%ほどしか実現しなかつたのであります。

先ほど来、お二人の参考人からオープンユニバーシティのことについてお話がありました。が、少しイギリスの放送大学それからオープンユニバーシティの変つたいきさつについては、まだ御研究の足りないところがあるように思うのであります。これは後ほど質疑応答のときにまた機会を得ていろいろお話し申し上げたいと思ふのであります。

そして一九七一年には保守党の政権でありました。そのときの文部大臣はサッチャー夫人であります。いまの英國の首相であります。が、保守党のサッチャー夫人とそれから労働党のジェニー・リー女史、これはペバンの未亡人でありませうけれども、この二人は英國の国会においては女性議員として、女傑と申しますか、闘士と申しますか、非常に強力な人であつて、この二人の間の放送大学、オープンユニバーシティについてのいろいろの關係は、話せば非常におもしろい問題があるのでありますけれども、これはきょうの本筋ではないので省くことにいたしますけれども、政治家の皆さん方にとつては非常に興味あることであらうと思ふのであります。

そこで、私はただいま配つていただきました表によつて、ひとつこのオープンユニバーシティというものがどういう機能を英國において果たしておるかということと第一表においてごらんいただきたいと思ふのであります。

第一表は、一九七一年から昨年度まで、志願者、入学者、それから卒業生というものの表を、これをオープンユニバーシティから直接取り寄せて昨年度の放送教育学会で發表した資料であります。が、一等最後のところでペンで書きましたところ

をまず見ていただきたいんであります。が、ともかくもこの十年間に卒業生が約四万人出ておるんであります。そうして、オープンユニバーシティというのが、われわれの考えておる放送大学あるいはウィルソンが考えたところのユニバーシティ・オブ・ジ・エアというのが半分しか実現できなかったにしても、年々これだけの効果を上げておるのであります。これが世界の教育者の非常な興味を引き、発展途上国においても特にそのオープンユニバーシティを見学に出かけていくと、あるいはアメリカでさえもニューヨークに、このオープン・ユニバーシティ・ファウンデーション・イン・ニューヨークというものをフールド・ファウンデーションの協力によってつくつて、アメリカの大学においてさえもこれを活用しようというような動きが出ておるのであります。

もともとオープンユニバーシティの始められたときには英国人に限ると、二十歳以上の英国人であつて二十歳というのは、イギリスの大学制度は日本と違ひまして、大学入學が二十歳なんです。英国人に限ると言つておつたのが、六、七年後に海外においてもこのオープンユニバーシティの教育活動を広げようとするような方向に進んできたのであります。ある人は、これは英国が昔大英帝国として植民地を世界の隅々にまで持つておつた、あの植民地の失地回復のためにオープンユニバーシティによって英国の文化、教育を平和のうちに進めようとして大きな期待を持つておるのだというふうに言うのであります。この表につきましても後ほど質疑応答の時間に詳しく説明申し上げたいと思ふんであります。

第二表は、これも皆さん方すでに文部省から配られましたパンフレットによって御承知であるのを拝借したのであります。その最後のところに、日本ではともかくも放送大学において勉強しようとする者、学生の数が四十五万二千人あるというんであります。日本は英国の二倍の人口を持

つております。大学の数は短大を入れるという四、五百に上るんであります。イギリスのオープンユニバーシティは英国における第五十番目の大学として発足したのであつて、大学数が少ない、学生も少ない、少ないからオープンユニバーシティに來るのが多いという見方もあります。しかしイギリスは日本ほど大学教育を國民が受けようとは余りしない、それに反して日本人は大学教育を受けたい。日本人は、最近の調査によりまするといふと、八〇%以上の人が中産階級であるといふ自負心を持つております。中産階級として生活に多少余裕があれば子供を大学に送りたいといふのは、これは親心であります。そこで……

○委員長(降矢敬義君) 西本参考人にちよつと申し上げたいんですが、予定の時間がかなり過ぎておりますので、質疑の時間でひとつお答え願ひたいと思ひます。

○参考人(西本三十二君) あとこのところはこの表によつて、また御質問に答えることにいたします。

○委員長(降矢敬義君) ありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人に対する質疑を行います。なお、参考人の皆様には、各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが簡潔にお答えくださいますようお願い申し上げます。

○小野明君 新井参考人の御意見、途中からなんです。が、全く私も御意見に賛成でありまして、法案には教授会の地位というものが全く書かれておりません。そういうことで、この放送大学というものが全く自治をなくしたといひますか、自治抜きで大学ということで学園研究の自由というものが保障されるかどうか、放送コードとの関係もございまして、そういう危惧を持つております。

今後どのようにこれに対処すればいいとお考えであるのか、少し現実的な生臭い問題になるかも知れませんが、御意見をひとつ伺ひたいと思ひます。

それから、板橋参考人にお伺ひしたいんですが、実際に通信教育に当たられてこられたわけですが、この放送大学ができましたら、これとの望ましい協力関係あるいは競合関係というものができるのかどうかですね、放送大学にあるのは文部省にいかなることを望まれるか、その点をお伺ひしたいと思ひます。

それから、西本参考人に、該博な知識を御披露いただいたわけですが、英国と日本では実情が違うわけがあります。そこで、非常にオープンユニバーシティについて評価をなさつておられるようでありまして、それは、オープンユニバーシティが英国で成功をしたと思われ理由ですね、簡単にいいんですが、それが果たして日本の実情と比べてどういふものになるのかですね、それをひとつ何点か挙げていただきたいと思ひます。

以上です。

○参考人(新井直之君) 私は、大学の自治を確保するために、基本的には先ほど最後に申し上げましたように、現在あるそれぞれの国立大学がそれぞれに放送教育を行うようにすれば一番基本的な解決になるだろうと思ふんであります。けれども、それを別にいたしまして、現在の学園法案に關して言いますならば、まず第一には、教授会のことに關して地位及び内容、職責などについて明確に規定をすること、それから、もちろん現在の国立大学でも評議會というものが非常に大きな役割を持つておるわけでありまして、この放送大学は特殊法人でありますから、そういう点も勘案いたしまして、たとえば學長であるとかあるいは評議員であるとかそういう役員の選挙を行う、そういう教授会の選挙によつて役員が選ばれていくということを考える必要があるだろうと思ひます。

それからもう一つは、放送大学の特殊性といたしまして専任教員よりはるかに非常勤の教員を多く抱えるということになっておりまして、この文部省の「放送大学について」というパンフレットでは約三百人というふうな職員数が書いてありますけれども、このほかにどれだけ非常勤の教員を抱えるかということが書かれておりません。しかし、そういう人たちにどのようにこの放送大学について参加してもらへるかというふうなこともやっぱり考える必要があるだろうというふうな思ひます。

○参考人(板橋都夫君) 御質問は二点にわたつておるわけですが、望ましい協力関係という点につきましては、まず基本的には、私もでは新しいこの放送大学についてはできるだけ協力をしようといふことを協会の内部では話をしております。しかし非常に広範囲にわたります。つまり、通信教育の実施に当たつては、実に基本的な教科書づくりから、あるいはスクーリングのやり方から、土曜、日曜の学生の指導など、施設、設備の利用等についてどんなふうな運営を放送大学がなされるのか、それとの関係で協力関係の内容といふのは非常に複雑になつてくるように思ひますけれども、でき上がった放送大学の御関係の方々がぜひ手を取り合つてやつてもらいたいというのであれば、私もはそれについて協力をすることである。

それから、第二点でありますけれども、文部省にいかなる希望があるかということに關連しまして、私もでも放送が持つております通信教育制度の教育上の効果というものを非常に重要視しております。つまり、現在の通信教育について世間一般が余り理解を示さないのは、何といつても宣傳力において劣るからであります。その点は電波が持つております浸透力は大変なものがあつて、したがつて私もでも電波を持ちたいということをおかねて来希望しております。しかし、財政上の理由からこれはとても望むべくもないことである。これは一、二の大学で、それじゃ独自に電波を申請しようといふことでやつておるところもあるわけでありまして、そういうような状況を御理解いただいて、新しい放送大学では私立大学の通信教育の制度のために電波を一部利

用させるというようなことをお考えいただくわけにはいかないか、あわせて地方の学習センター等についても、私どもでも通信教育の学生の教育効果の徹底のために各地区にセンターを持ちたいとかねて考えておるのでありますけれども、これも財政上の理由からできない。だから、放送大学が予定しております地区別の学習センターを組織的な枠の中で利用させていただけたら大変ありがたいというように考えております。

もったなくさんあるわけでありましてけれども、以上要点だけであります。

○参考人(西本三十二君) 第一は、放送大学では、高等学校卒業または同等の学力を有する者として門戸を開放してあることとあります。そして、入学試験は行わない、書類審査によって申し込み順に入学を許すということがオープンユニバーシティがこれだけ実績を上げたのであり、日本の放送大学もそれにならっておる点であります。

さらにもう一つは、他の大学で得た単位をオープンユニバーシティが認めるということとです。その第一表でござんたいていわかるように、第二年度にすでに卒業生を出しております。これは、イギリスのティチャー・トレーニング・カレッジというのは昔の日本の高等師範のようなものであります。学士号がもらえていないんです。もう一年大学で単位を取れば学士号がもらえるというようなことで、第一年には教員が殺到したわけなんです。そして、このごろはもうそういうのがだんだん減ってきたから教員の志願者が少なくなってきたんですが、ここにもいわゆる差別的な待遇を受けておつたところの英国の小学、中学、高等学校の教員にオープンユニバーシティが非常に大きな役割を果たした。日本も、病気の他経済上の理由によって大学を途中でやめた人が放送大学に入ってくることによって、いままでも結構金をかけ時間をかけ努力したところの大学の勉強をむだにしないで、学士号を得ようとするならば得られるというところに大きな利点があることとであります。

その次はラジオ、テレビを活用するということがありまして、ラジオ、テレビという手段に一方的であり、相互交流が行われないというふうな決めつけてしまふのがこのごろのジャーナリズムのたてまえでありますけれども、一昨日皆さんがござんになったように、スペースシャトル、宇宙連絡船があいふうな成果を上げておるのであつて、放送大学はあればコンピュータやその他を十分に使うところまでいきませんけれども、今日のエレクトロニクスの発達したところのものを上手に使うことによって、従来の大学教育では行えなかつたところのすばらしい方法あるいはテキストの製作あるいは放送番組の制作にまでもそういうものを使って、一教師いかに学徳のすぐれた先生といえども果たし得ないようないい番組を学生に提供することができ、私は決してそれで万能とは申すものではありませんけれども、いままでのいわゆる既定概念によるところの大学教師と学生との交流ということ、現代の高度に発達したエレクトロニクス、科学技術を使えば、大いに一方交通であるということの非難を緩和することができ、私は緩和と申します、絶対に全部がやれるとは申しませんけれども、そこには従来の大学教育では果たし得ない大きな可能性を持つておる。それがやはり英国においてもオープンユニバーシティで活用されておることとあります。

そして、オープンユニバーシティのラジオ、テレビはわずかにとおっしゃったけれども、これはウィルソンの考えておつたいわゆる第四チャンネルを得られなかつたからBBCに頼つたのであつて、将来これはわずかにまだ十年しかたつていないんですから、今後こういう問題なども解決することによって、日本の放送大学もさしあたりは東京タワーから出てくる範囲内しかできないというまことにこれはもう赤ん坊にも等しいようなものでありますけれども、それをもって放送大学がひ弱くてだめだと言つてしまふのは余りにも早合点だと私は考えるのであります。オープンユニバーシティは、いろいろそういうものを使って

おることによつて非常に親しみ深い教材の提供と学習ができるというところに特徴があるのであつて……

○委員長(降矢敬義君) 西本参考人に申し上げます。後の方がまだ控えておりますので……

○参考人(西本三十二君) 日本の放送大学もこれを大いに活用する可能性が十分にある、それを大いにわれわれは期待したのであります。

○粕谷照美君 新井参考人にまずお伺いをしたいことは、私も先生がおっしゃるように本場に学問の自由、大学の自治が守れるかどうか、この法律を見て非常な疑問を持つておるところであります。先生の御意見をお伺いしますと、その法律を変えていけばそういう心配が少なくなっていく。そうすれば、放送大学というのは非常に意義があるんだ、こういうふうな理解をしてよろしいのか、放送大学がなくても、いまの国立大学の夜間部だとか、あるいは通信教育をやっていくということ優先をさせていく方がよろしいと、その方がやっぱり日本の教育にとってはいいとお考えなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから板橋参考人にお伺いをしたいことは、いま私大通信教育が放送大学と共存をしていくという条件は一体何だろうかということについて御説明をいただきたい。

いままだ衆議院や参議院におきましていろいろと御意見があつたところでありましてけれども、しかし委員がかわつておりますので、このことを伺うのは初めてという委員もいらつしやるので、から、全然御心配なくお話しただいて結構だと思ふのであります。

それは、いま通信教育だとかあるいは夜間部に入つておる学生の層というのは一体どういう層なんだらうか、警察官とか地方公務員だとかあるいは自衛隊だとか、そういう特殊の人たちが多いのであつて、いま三交代制勤務を強いられるような労働者だとか、そういう人たちはなかなか行きたくても行けないというのが事実ではない

か、本当に勉学心に燃えている人たちが入つていくというのがまた実態ではないかというふうな考えておりますし、また、そのところに入つた生徒の卒業率というのは一体どのくらいあるんだらうか。そのことと絡めて、この放送大学の卒業生というのは一体どの程度あるんだらうかというふうなことについてのお話をさせていただくと大変ありがたいと思ひます。

あわせて、いまの日本の就職状況の中では、通信教育を受けました、あるいは夜間を出ましたという生徒をまず雇用の段階から差別をしている、シャットアウトしている企業が多いわけでありまして、放送大学を出たということがイギリスのオープンユニバーシティのように高い評価を得るというふうにお考えであるかどうか、高い評価を得るためには一体放送大学はどのようなべきか、このことについてお伺いをしたいと思います。

○参考人(新井直之君) 私は、基本的に申し上げますと、放送大学は学問の自由あるいは大学の自治、研究、そういうようなことから考えて、少々の手直しでは基本的には解決はしないのだからというふうな考えております。

たとえば一つ例をとりますと、放送大学で非常に實際的に教育の第一線に立つのは各地の学習センターの人たちであるだろうと思ひます。学習センターができませんと実績、実習もそこで行うことになりまして、それからビデオをそこに置いておきまして、それで昼間あるいは夜間仕事の都合などでテレビを見られなかつた人たちがその学習センターに来てもう一度そのビデオを見るというふうなことになる、あるいはそこで質問したいことがあればその学習センターに勤めているチューターあるいは非常勤の先生方などに質問をするというふうなことになる。そういうふうな各地域にできる学習センターというのが実際には各学生と直接に接し、そしてその人たちの持つ働きというものが非常に大きな役割をするだろうと思ふんですけれども、たとえば教授会などというものを仮に地位を高めたとしてもそういう各地の

学習センターに勤めておられる方々は教授会に参加できないのでありますし、恐らくそういう大学の運営に参加することもできないだろうと思われ

ます。そういうことから考えますと、本来の意味での放送大学の学園の自治あるいは学問の自由あるいは研究というようなことが相当問題になってくるのではないかと考えられます。私は、基本的には現在ある国立大学を充実させ、昼夜開校制をとり、あるいは通信教育を行い、そういうことによつて働いている人たち、あるいは大学に行けなかった人たちに門戸を開放するということが基本的に大事ではないか。特に私は「放送大学について」というこの文部省のパンフレットを見ていて非常に疑問に思います。それは、将来構想が全然具体的に何もわからないということなんでありまして、けれども、まあ何うところによりまして、放送大学全部全国をカバーするというふうになるのには一千万円とか一千万億とかの予算がかかるのであります。それが、それだけの費用があるならば、現在ある国立大学をなぜそのように開かれた大学にしてい

く、充実していくことを考えないのだろうかという点に不審を持っております。○参考人(板橋都夫君) 私に触れたいと思つてゐる点を御質問いただきまして大変ありがたうございました。早速その点について申し上げます。共存の条件でありますけれども、これはちょうど国鉄と私鉄みたいな関係でありまして、共通の仕事はするんでありますけれども、ある意味で競争関係に立っていますから、共存はその競争の条件が同じであるならば共存できるだろうと思ひますけれども、何せ財力が余りにも違い過ぎます。そういう意味では、私も私大通信に関係する者は、この際内容の充実をどうしていくか。その上で放送大学とのいい意味での競争関係を築き上げて啓蒙車の関係を将来にわたつて保つていこうという気は心組みだけでありまして、内心では放送大学が発足すれば、差し当たつてはかなり私大通信の学生数が減るという覚悟をしております。

そういう認識でありますから、この共存の条件については、願わくは通信に対して特別の補助をお願いしたいと思つてありますけれども、これも限度がございまして、しかし私も私学関係者は常に悪条件の中で、それぞれの建学の方針に従つて努力をしてまいつたわけでありまして、から、新しい制度ができることによつてマイナス面をこうむることがあつても、決してそれによつて弱音を上げるようなことはないと思ひます。それから学生層であります。

これは非常に、何と言ふんではうか、たとえ旧制の中学までとか、戦争によつて学校を出られなかったという者がいまでも依然として多い。そういう人々に限つていまの仕事から抜けられないんです。時間的に抜けられない。でありますから、夜間の学部を置いても時間の制約があつて、その学校にも行けない。そういう人々が通信教育に来ておりますから、職業は自分でマーケットをやつてゐるとか会社勤めをしてゐるとか、地方の公務員であるとか自衛隊におる者とか種々雑多であります。家庭の主婦もかなりのパーセンテージを占めております。そういう人々が来ておりますから、私どもの指導というのは、そういう学生に対してできるだけ個別に会つて、学生諸君の希望するやうにということ、つまりは会つて話をすれば、かなりの部分学生諸君は満足しますから、そういうことであつては学部制に従つた教育をやつておるといふことであります。

それから、何よりもこの席で私が申し上げたいのは、そのようにして苦勞をして通信の学校を卒業するわけです。それは学力の評価から申し上げますと、通学課程の学生にまさるとも劣らない学力を持つております。御案内のように、何度かレポートを書かれます。そのレポートが通らないと単位試験を受けられないのです。でありますから、文章表現能力もかなりのものであります。それほどの苦勞をして卒業をしていく学生に対して、社会は何の評価もしていない。私も私は卒業面接というのをやるわけですが、この学生

諸君に決まつて聞くことは、君は本当に長い間苦勞をして卒業したんだけれども、これで職場へ帰つたら一ヶ月ぐらゐ月給上がるんですかというところについて、いえ職場にそういう規定はありませんというところが大部分であります。ほとんど例外なしにと言つていいのであります。したがいまして、それと横並びで、仮に社会が放送大学の卒業生をその評価するのと同じことになれば、膨大な国費を投じて一体何を、どういう教育を求めていくのかという議論はあるわけでありまして、それから、したがつて私も、いまなすべきことは、通信教育を出た学生に対する各種の職場、社会組織、官公庁においても通信教育——スクーリングにはなかなか出られない、官公庁は出していただけるやうでありますけれども、通信教育に籍を置く者は、場合によつては職場に連絡文書を書くなどという学生もあるものであります。そういう環境で勉強しながら一ヶ月も月給上がらない、職場でポストが上らないというやうなことに對して、ぜひ関係者があつて世間に向かつて、そういうりつぱな人々に対する評価はどうあるべきか、今後どのようにしていくかということをおもひとともにもいろいろな機会に御発言を賜りたいと思つておるわけでありまして。

たくさん申し述べたのでありますけれども、時間の制約もありますので、以上でございます。○本岡昭次君 板橋参考人に御質問いたしますが、NHKの大学講座が昭和五十三年まで大学の通信課程で単位の認定を行つておつたのが、五十四年からそれをやめたといふことの理由の中に、やはり大学側の教養について中身、そこにはやはり教授は教授として自分の学問の専門性を持つておられる、それで片方も持つ、それがやつぱりぶつかり合うところからうまくいかないといふところをやめたといふふうには聞いています。ところが、この放送大学ができる、文部省の側は放送大学の放送する内容を通信課程の方が取り入れて大いに大学の通信課程の方が活気を呈してくる、こういう御説明もあるんですが、私はNHK

と大学通信課程の中で失敗したやうに、これ絶対うまくいかない、そういうふうな思ふんですが、本当に大学の通信課程の方が放送大学が放映するものをどどん取り入れて、この放送大学の放映するものでもつて勉強しないといふふうになるのかどうか。私は、それぞれの学問、研究の自由とか学者の立場からすれば、そういうやうなことは得ない、こう思ふんですが、その点一点、それから新井参考人に御質問いたしますが、私も、学習センターの教官と実際放送をするカリキュラムを組む本部大学の教官との関係、これが絶対うまくいかないだろうと、こう考えているんです。実際スクーリングするのは地方の学習センターの教官がやるわけで、それはその教官の考えとか学問の成果をその面接する学生には直接ぶつけることができない、実際は放送した、テキストを書いたその人の考えを口移しにやらなければ、これは一貫した教育にならないといふこと、非常にそこに矛盾がある。これは最大の学問上の難点ではないかと思ふんですが、いかがでございますか。

○参考人(板橋都夫君) NHKとの関係が現在のやうな状態になりました。いまききつては主として二つございまして、一つは、通信加盟各大学が自分の学部を持つております科目の内容を放送したいと言つて持つていくわけですが、そうしますと、NHKの方では、いや、放送者の立場からそれをそのままやれないといふことで形が崩れていきました。それは内容と担当者にも関係があります。各大学に担当者がおります。そうすると、通信の大学に全く関係のない方がどどん入つてき、じゃそれを利用して単位を与えろといふことについては無理であります。

それからもう一つは、時期的な問題もございまして、つまり、通信教育は学生に、少なくとも四月に入る学生には、前年度の十一月、十二月にはあらゆる文書あらゆる科目、担当者を完成させまして、文書を用意して発送するわけです。ところが、その枠の中ではNHKは次年度の科目、放送内容

についてどうするかということが決まらないもの
ですから、それに合わせて四単位の授業をやつて
いくということが事実上できない。だから、九月
からの問題について、開講科目について単位を与
えるということになりますと、二単位とならざる
を得ない。これは学校教育の制度としてできない
のでありますから、勢いその関係が薄れていかざ
るを得なかったということでもあります。できます
放送大学との関係もそういう意味ではやはり共通
の憂いといひましようか、難点があるうかと思ひ
ます。加えて、放送大学が予定しております科目
内容と学部制をとっておりますわれわれの科目内
容と全く違いますから、互換をしたいという気持
ちは私どもも強いです。ですが、それは科目
の内容が違うのと制度上でできないという難点が
ある。これはどうやって合わせるか、今後つくら
れる放送大学の科目編成に係ると思つておりま
す。

以上です。

○参考人(新井直之君) 御質問の趣旨に全く私は
賛成でございます。オープンユニバーシティ
が成功した理由の一つはスターディセンター、学
習センターが非常にたくさん敷かれまして、全イ
ギリスで二百七十カ所のスターディセンターを置
いたわけでありまして。今度の放送大学では現在関
東二円の中に学習センター六十カ所というふう
にございまして、そうしますと、一府県ごとに
一カ所ずつという非常にネットワークとしては粗
いネットワークになっているかと思ひます。もし
これをなお充実させて、オープンユニバーシティ
のように各所にスターディセンターを置くとい
うふうになつてまいりますと、それだけスターデ
ィセンターに勤める教師の人数がふえてくるある
いはチューターの人数がふえてくるわけでありま
して、そういう人たちの連携というのがいよいよ
困難を増すばかりだと思ひます。全
○田沢智治君 私には自由民主党・自由国民会議を
代表して、板橋参考人と新井参考人に二、三お聞

きをいたしたいと思ひます。

放送大学という新しい要素を大学教育に利用し
て、国民とともに学びつつ大学の教育課程を履修
し卒業できるシステムというものは、今日マンモ
ス化し格一化した教育システムにマンネリ化した
既存大学の教育内容を一掃するといふ意味におい
て私は非常に意義深いものがあると思つてゐるん
です。その意味において、将来全国津々浦々に僻
地の人々でも、職人さんであろうと、主婦であろ
うとあるいは高齢者であろうと、どういふような
職業についている人々でも、大学に通えないたと
えば障害者の人々でも大学教育課程を履修する機
会を均等に与え、単位も取れるし学位も取れると
いうことはすばらしい大学構想であると私は確信
しております。そういうような一つの期待感とい
うものが強ければ強いほど果たしてわが国の社会
状況の中で前述した目的、使命が果たして成功す
るかどうかという点について私たちは留意しなき
やならぬ、ここに、恐縮ですが、きょう御参考人
の方々の御意見を拝聴したいという姿勢であつた
のではないかと私は確信しております。

そういう意味におきまして、まず板橋先生に二、
三私はお伺いしたいのでございまして、既存大学
の通信教育部の学生、文部省の五十五年度版にお
いては学校数は十二、学部数は二十二、学生数が
十萬九百八十三名、そのうち四萬一千九百四名が
女子であるといふふうに出ておるのでございま
すが、この十萬の学生の全国的出身県の構成比
などはいまはわかりませんか。おおよそでよろし
うございまして。

○参考人(板橋都夫君) それでは、卒業率です。
先ほど御質問があつてつい失念しました。これ
非常に大事な点でございまして。私どもの平均的な
評価でありますけれども、通信教育に一年に入つ
てきます。仮に百名入つてきますと、一年から二
年に上がる者は五十人になります。二年から三年
に上がる者はその約半数二十五人になります。平
均的な数字で、それで四年に行きますと大体卒業
するんですが、一年から振り返つて、じゃ一年で

百名入つた者が四年後にどのくらい出るかとい
うとパーセンテージとしては一〇%出れば多い方
です。一〇%は出ないんです。そういうことであり
ますから、放送大学もおそらくそうではないか。
もつともテレビはおもしろいといふんで、パーセ
ンテージが上がるかもしれないけれども、余り
放送大学をやつて国民全体に大学資格を与えら
れるんだといふのはどうでしょうか。

次に、ただいまの構成比でありますけれども、
仕事を持っておる者、これは東京の大学と関西の
大学と状況が違うのでありますけれども、関西の
大学から見ますと西の方で全般にわたつておりま
す。それから関東の大学ではこれは沖繩から北海
道までわたつております。そういうような状況に
なつて、そのばらつきはいろいろであるけれども、
とにかく全地域にわたつて通信教育の必要がある
といふことはそのばらつきの上から判断できま
す。

以上です。

○田沢智治君 そこで、私は非常に興味があるの
は、私も大学人ですから自分でいろいろなことを
やつています関係でよくわかるのですが、戦後、
通信教育部が開設された時点での受講生という
ものの多くは小学校、中学校が主力でしようが、
高等学校の教師が大学の学位を得て教員資格の充
足に役立たせる目的で、あるいは自己研修のため
に働ながら受講したケースが多いと思つておる
んですが、その点いかがでございまして。

○参考人(板橋都夫君) 御指摘のとおりでござい
ます。教員養成課程を置いている学校には通信教
育の在籍生が非常に多いという傾向は指摘できま
す。ただそれ以外にも自分で勉強したいという学
生がおりまして、まあ比重をいへば自分の内容を
高めたいといふのと教員資格をいへば一対二くら
いの卒業生の比率じゃないかと思つておりますけ
れども、しかし、私が所属しております大阪学院
大学では、教員資格というよりも自分の力を、内
容を、自分の精神状態を高めたいといふのが全部
でございまして。

以上です。

○田沢智治君 多分開設当時は私はそうだったと
思つたんですが、しかし今日の通信教育部の学生
の実態はどうかというのと、所属大学に入りたくて
も入れなかったといふような現実の中で、私は、
所属大学の学部に入学を希望し、将来学部の転部
または偏入したい目的を持って受講生が多くな
つてゐるんじゃないだろうか、要するに、四年制
大学へ行きたい、しかし試験に落ちて入れなかつ
たと、もう一遍予備校へ行くよりも通信教育で勉
強してもう一遍挑戦したいといふように、ある
程度目的意識を持った学生が多いんじゃないだ
ろうかと思つてございまして、板橋参考人さん
いかがでございまして。傾向としてお話しただけ
れば……。

○参考人(板橋都夫君) 通信教育を置いておりま
す大学によつてその辺の御指摘の事情は大変違ひ
ます。それで結局、通学課程に入れないから通信
教育に籍を置く、したがつて、通信教育を拡大し
たらいいだろう、放送大学を拡大したら、設けた
らいいだろうといふことにならないのは、通信教
育に仮に籍を置くわけですね。通学課程の定員が空
いたらそつちに転入したいんですね。浪人はして
いたくない、いま勉強したい、通学課程に入りた
いといふことでそこにプールのされてゐるのが一部
の通信課程の実情でもあります。しかしそれが通
信課程の大部分ではありません。もともと時間が
ないから、経済的な理由から来られないので通信
教育制度の中で勉強しているといふのがこれは大
部分なんです。一部に御指摘のような事情があ
ると、こういうことです。

○田沢智治君 そこで、私はこれ非常にユニーク
な放送大学法案だと思つたんですが、これをどのよ
うに充実し、手直していくかによつて私は日本
の大学教育機関が変わると思つたんですね。たと
えば、いま地方から主要都市に来て下宿して生活
すると一月十万円、おおよそ十万円前後です。まあ
八万円とこう人は言ひますけれども、これは文部
省の実態調査で全部わかつています。文科系に行
くといふことになつても大体六十万円前後の月謝を

払わないとできないんですよ。ですから、通信教育もさることながら、放送大学が教養部的な役割りを全国各地において果たして、二年間放送大学でおれば経済的に苦しいから勉強さしてもらうて、後編入の機会が与えられれば四年制大学へ行くのが目的なんだというような国民的基盤に立つての目的意識を充足する機関に正課の放送大学の学生を位置づけるとしたら、私は大変変わらなう、これが私の考えなんです。いまの法案じゃだめですよ、これ多少直さなきゃだめだけれども、これが第一点。

第二点は、多分これ放送大学が全国的な視野の中で位置づけられるとすれば、管理職の方々、教員の先生方、学生の多く、主婦でも教養を求め、知識を求めようとする人たちが、こういう層が、私に入ってくると思うんです。これはまあ専科、科目別なものも求めるといような法律が好きなのは法律、経済が好きなのは経済、いろいろのその行程はあるかと思いますが、二つに私は大別すると、分かれることができるんじゃないかと。とするならば、いまの放送法案にも、正課の場合においては無条件でとるといことじゃなくて、第一次学力試験に合格した者を抽選でとるとか、あるいは科目別を求める者には、これは無条件で受け入れるとかというような、もう少し弾力的な幅を持つてお互いに競争し、あるいは改革していくとするならば、国民が私は求める法案になるんじゃないだろうかと思うんですが、板橋参考人、いかがでございますか。

○参考人(板橋都夫君) 御指摘のとおりであります。ただいまの御質問は三点ありましたから、三つに分けて申し上げますが、編入の機会——放送大学は四年ですけれども、前期二年を放送大学でやうて、そうしてそれぞれ志望する学部制の通信大学に入るといのは一つの考え方、私どもでは短期大学と四年制の大学があります。短期大学の通信を終えてから四年制の通信に編入する学生が非常に多い。その場合どうするかという、編入

できるような四年制が向こうにありますから、短大の方では編入できる科目合わせをやるんです。そういう工夫がないとだめです。したがって、放送大学の二年の教養課程済ましたら、学部制のところを持つていくような指導のセクションもあるとしたら、そういう科目を検討しなきゃいけません。そうすべきです。

それから、教養を求める。放送大学が一番意味があるのは、全国民に対して大学レベルの教養を継続的に簡便に与えていく、これは非常に大きな力があるだろうと、これは高く評価していいと思います。その刺激がかわせて反射的に大学通信教育の方にもプラスになることを——私どもは実は、将来恐らくプラスになるだろうと思っております。なぜかという、通信教育があるというところをそのプロセスの中で一般大衆が理解するからです。

それから第三点、資格志向ですね。大学卒の資格を与えると言ひ、他方では大学卒の資格を欲しいと言ひけれども、通信の学生が卒業したとき、社会が評価しないんだから、そういう実情をどう考えるか。その実情を放送大学の学生諸君に当てはめるんなら、資格志向というのはいかほどの意味があるかということ、この際お考えおきいたいただきたいんです。

以上です。

○田沢智治君 新井参考人にもちよつと、先ほどの見解がもし簡単にお話しできればいただきたいんですが。

○参考人(新井直之君) まず、資格のことについては私も板橋参考人と同じ意見でありまして、放送大学を出たからといってそれが社会的評価にどういふふうにつながるのかということが非常に基本でありまして、その社会の、これはまあ通信教育にも関係すると思ひますけれども、その物の見方が変わらなければ、資格をとることで満足しないだろうと。たとえば自己満足にはなるかも知れませんが、その卒業証書をとって、学士号をもらつたということ。しかし、それが社会的な評価

とつながらなければ、必ずしもそのところで放送大学にそのことだけで入って行くことになるかどうかという点では、大変私は疑問に思つております。

それからもう一つの教養課程との関連でありますけれども、こゝもまさに先生御指摘のとおりであります。現在の法案ではそのことが大変むづかしい。特に「放送大学について」というこの文部省のパンフレットに出ています科目を見ますと、これが現在の既存の大学の科目単位にそのまま互換することはかなり困難なように思われまうので、これはやはり基本的にその点は考え直さないと、実現が不可能ではないだろうかというふうに考えております。

○田沢智治君 そこで、私は、結局は、この放送大学の生命は何かというと、やっぱり学習センターだと私は思ふんです。ですから、いま教材による三分の一、それから学習センターによる三分の一、放送を通して三分の一という領域分野を少なくても学習センターを二分の一ぐらゐに高めて、そこで一生懸命勉強すれば四年生大学にも行けるぞというような、そういう一つのメリツトを意識の中に明確化し、互換できる履修単位の調整を着実に図っていくとするならば、これかなり効果があるかと私は期待しているんです。これは技術的な面においてはいろいろ問題があると思うんですが、そういう考えについていかがでございますか、

○参考人(新井直之君) 私も、学習センターは、もし放送大学が実際に行われるならばそれが非常に問題といひますか、大事なところになつてくると思うんでありますけれども、学習センターを利用するの面接授業というふうなことを行うようになるためには、今度は受ける方が、つまり通信教育でも同じかもしれませぬけれども、放送大学の場合に昼間働いている。そうすると休みをとって学習センターに何日か通わなければいけないというところになりまして、そのところが非常に学習センターに行くことが物理的に制限をされてくる

ということが生じるんではないかと思うんであります。

広島大学は一九七六年度から中国放送を利用して、「テレビ・ラジオによる公開講座」を設けました。これは十三週間行われまして、そのうち三回面接授業を行うということだったんでありますけれども、三回とも通してこの面接授業に出席した者は一五%であります。一回も出ないというのが三〇%ないし四〇%あります。で、これだけ見ましても、わずか十三週間に三回の面接授業ですら三回通して出席することが不可能であつた。これは最大の理由は、やはり仕事とダブつて出るとかという、そういうことと無関係の授業でありましたから、強いて出席しないということもあつたかと思ひますので、放送大学のように資格が絡んでまいりますと、もう少し出席率がよくなるかと思ひますけれども、スクーリングを重視すればするほど、本来の働く人たちのためにというのが困難になつてくるという矛盾したことになるんじゃないだろうかという心配をいたします。

○参考人(板橋都夫君) 私どもの現在の通信制度では、スクーリングが実は通信教育の拡大を妨げている要素になつておりますけれども、教育効果を上げるといふ意味ではスクーリングが一番大事なんです。そういう意味ではスクーリングをどう今後改めていくかという議論はあつても、スクーリングをやめてしまつて、単なる学習指導だけで大学を卒業したと言ふにふさわしい学力というものを維持できるかということについては疑問が残つております。

それから、なるほどできます放送大学がより完璧であることを望むのは、私も国民の一人として同じであります。でありますけれども、競争関係に立つております私大通信の方から言ひますと、でき上がるものが完璧であればあるほど、私どもは追いつけない状況にもなります。でありますから、完璧なものをできるだけ完璧な状態で共同利用さ

していただきたい、そういう要求を私どもは内々常につけておるのでありますから、この法案には、ちょうどオープンユニバーシティの理事会の構成やなんか——どこそこの代表が理事として何名入るぞとかそういう枠づけをはっきりしておいてもらえれば、完璧な上にさらにわれわれは精神的に協力も惜しまないということでありま

す。

○田沢智治君 いま非常に私もそれを言いたかつたんです。いまやっぱり日本の教育の中で、高等教育そのものの機関の整備充実がはかっているわけですよ。ですから法案を通して自分たちだけで学習センターをつくって四十何万人でできるか、できっこないんですよ。ですから既存している通信教育部の皆さん方の協力も得たり、既存している大学の国公私立全部の大学との連携をどうしていくか、そこにある程度学生を受け入れてもらえる、託してくれる窓口をどうするのか、その経費をどうするのかということも含めて、私はやっぱり日本全体の高等教育機関そのものが一丸になって支えてもらえるような網づくり、これを確立する配慮は大事だと思ふんです。多分そういう方向に機能を果たすとするならばできるんじゃないだろうかと、共存共栄できるという意味ですね。

最後に一つ私新井先生にお聞き申し上げたいのは、さっき申したとおり、いまの学園法案では、国家権力が学園の自由なり学園の自治に介入する可能性はないとは言えないというようなお言葉でございまして、私たちの考えではやっぱり学園の自治なり学園の自由を守るのには大学の根拠性だと思ふんですよ。これはやっぱりわれわれが大学に国家権力がきたら不当なものなわけだと言いますよ、それは。ですから、法律が正しければ運用できるんだというそんなことじゃなくて、やっぱり大学人は強きをくじき弱きを助けていくというそういう根拠性を持ってやれば、こういう問題は私はそうむずかしくない。ただ問題は、憲法でもはっきりと保障しておりますわね、「學問の自由は、これを保障する。」と。これははっきり三十三条で言

っているんですから、そういう次元においては主張できますし、大学人はそのくらいの気概を持つ。しかし、誤解のないようにそれぞれの機関の人事配分について配慮する必要性はある。これは率直に私は理解するものでございまして、そういう心意気について参考人の三人の意見を簡単に聞かしていただけて終わりという感じがします。

○参考人(新井直之君) 全くおっしゃるとおりでありまして、大学人はそういう大学人としての気概を持たなければならぬのは全くそのとおりでございまして。で、ただ気概だけでは何ともなりませんが、やはりその制度的保障ということがそれに伴わなければ気概だけあっても空回りいたしますので、やはりそういう意味では制度をきちんとしておくということが絶対に私は気概を保障する意味で必要不可欠だろうと存じます。

○参考人(板橋都夫君) 放送大学が実際に動き始めたことを想定しますと、地方センターのレベルでも大学のレベルでも、それから法人のレベルでもわれわれは教育していくという考えを持っておりわけでありまして、その受け皿をどうするか、法案の中に入れておいていただきたい。そうすればあとは先です、われわれも大いにやります、情熱を傾けてやります。そのことだけです。

○参考人(西本三十二君) 通信教育との関係が非常に問題になっておるようですが、実は私は戦後アメリカ軍から要求された教員養成のための通信教育に従事する人の訓練に当たったんであります。そして、日本通信教育学会の会長を十数年やりまして、いま名誉会長なんでありまして、国際通信教育学会の副会長もやっておいて、先ほど来いろいろ問題になっておる通信教育については、長所もあり短所もあるんであります。今度できるこの放送大学は、あるいは最初の二、三年は多少通信教育の方に行く人が放送大学に来るといっておそれる確かにあります。しかし、長い目から見れば単位の互換というようなことをなんか上手に工夫すれば、相携えて両方とも盛んになると思ふんであります。

なお、私の最後にお願ひしたのは、イギリスのユニバーシティ・オン・ジ・エアーがオープンユニバーシティになって、ともかくも不完全ながらも最初ウィルソンが言い出してから七年四月で実現したんです。日本では一九六七年——昭和四十二年に文部省の社会教育審議会がテレビ、FMなんかを使って教育をやるといふことを言い出してからもう今日まで十四年かかっておるんです。今度の法案が通してからも、実際に開学するのは五十九年ですからまだ三年かかるわけなんです。そうすると日本で十七年かかるわけなんです。余りにもこの問題が産みの苦しみに悩んでおる。だから何とかして早く生んでもらって、そして実際にやってみて、そしてその実績に応じていろいろ批判をされ、それをよくしていくと。既存の大学制度、教育制度、学校制度を改善しつつ、ここにもいいところは私は五〇％は確かにあると思ふんであります。あとの五〇％がこの激動する時代に向かない面があるわけでありまして、その一つは、各大学の教授会というのが非常に有力であつて結構なことで、ところが、重要な問題になるといふと全員一致ということでは決まらないうえ、大学紛争によつて国立も公立も私立の大学もみんな大学改善案をつくりました。ところが、その改善がほとんど実現できていないんですね。みんなたな上げになつて

いる。東京大学も京都大学も分厚いこれくらいの報告ができたんでありますけれども、それが実現できない。私は放送大学が新しい立場に立つてできることによつて、具体的に既存の大学に対して何か参考になることがあるであらうと……

○委員長(降矢敬義君) 簡潔にお願ひいたしました。

○参考人(西本三十二君) はい。第一次の放送大学調査準備会、私、委員であつたんですが、そのときに放送大学は、小さく産んで大きく育てようじゃないかということをやつたんであります。今日提案されておるこの放送大学は非常に小さいもので、このごろ行政改革とか、それから補助金等問題になっておりますけれども、わすか一億円の出資とか二億円の補助金とかというのは大したものではないんであります。将来は大きな可能性もありますけれども、何とか早く生んでいただけて、生んだものについていろいろ通信教育との関係、既存の大学との関係がどうなるかということをもひとつもにしてやつていただく。今度のこの放送大学法案は、もう参議院で皆さん方に賛成いただけて、そして参議院通過して発足してもまだ開学は三年後になるんでありますから、先ほどこれについて新井参考人が言われましたけれども……

○委員長(降矢敬義君) 西本先生、ちょっと。

○参考人(西本三十二君) はい。これにぜひおん詳しいことが出ておるんでありますから、これはもう皆さんごらんになつておると思ふんであります。が、どうかひとつ放送大学というのは新しい大学教育の理念を持って、新しい時代にその機能を発揮し、大学教育を築き上げていくという大きな希望を持っておる。またそれが実現できるということが英国でもう立証されておるんでありますから、それを踏まえて、どうかひとつ前向きにお考えいただきたいということを切に私はお願いいたします。

○高木健太郎君 放送大学というのは、いままでもずいぶん衆議院でも、あるいはその他におきましても議論されたことでございまして、働く人あるいは本場に学びたい人、教育を受けたい人に大きく門戸を開いていくという意味では私はこれは非常にいいことであり、理想的な一つの案である。ただ現実がなかなかそれに伴わないところがあるということが非常に問題になつておる様に拝聴いたしました。

たとえば、卒業して資格を得ると、他の既存の大学へ転入するという一つをとりまして、現状におきましては、大学がさうこの大学もオープンであり得るわけはないわけでありまして、単位の面からいきまして、あるいはその学説の面からいきまして、そこから出た者は私のところ

ではお断りするというようなことだつてもあり得ると思いますし、もしそういうことが受け入れられるということになりますと、既存の大学もまたそれだけの何か入学定員を初めから減らしておくというようなことをしなければ専門課程にはいれないということになりますので、きわめてむづかしい問題がそこにはひそんでいっているわけです。

しかし、非常に理想です。つまり、まあやってみたらどうかという、いま西本さんのお話もございましたが、ただ、やってみたらどうかというのが、非常に大きな金とそれから施設をつくつてしまつてから、悪かつたからそれをやめろというわけにはいかない。だから途中でやめて行つてこれはやめられないというところにこの問題のむづかしさがあると思うわけです。

たとえば、一つの例でございますが、この教官は任期制になつていられるわけですが、私の知つておる岡崎の研究所も教授に任期制をされました。しかし、その任期制が果たして日本では受け入れられるかという問題があると思ひます。

これについてまず新井先生のひとつ御意見を伺いたいです。もう一つ新井先生にお伺ひしたいのは、新井先生のおつしやること私もつともだと思ひまして、私、全部これについては賛成の意を表したいと思ひますが、スクーリングでございませうけれども、このスクーリングに対しては、その教官の研究がでかぬじゃないか。それから、いまのスクーリングの教官は足りないのではないのか。たとえば教授会にも入れない。あらかじめ放送をする前にそのスクーリングの先生にも一応意見を聞いておくべきであると思ひますし、あるいは、後で学生に会つていろいろ聞くときにも、その先生とよく打ち合はした上でなければいけない、あるいはその人は放送を聞いていなければいけない。あるいは、その人自身が勉強をしなればいけない。そういう、非常に——それに、アンケートでいろいろ通信もするそうだし、テストもしなきゃならぬ。そういうのを非常勤の人が果たしてできるのかどうか。そういう、スクーリン

グに対して非常にめんどろなことはあると思うんですが、すけれども、その点について、先生のところは通信講座も置いておられますので、何か御経験がございましたらひとつお話し願ひたい。いわゆる任期制の問題とスクーリングの教官のことについてお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(新井直之君) 任期制につきましては私は反対であります。つまり、任期制というのは、それが何年であろうとも、やはり教官の身分というものは非常に不安定なものになります。長期の研究というものができなくなるといふことも起きてまいります。ですから任期制というものは考えものではないかというふうには私は考へております。

それから、スクーリングにつきましては全く御指摘のとおりでありまして、しかし私は、スクーリングというものは、通信教育であつて、あるいは放送教育であつて非常に重要な位置を持つてあるだろうと思ひます。それは、ただ単にそこで学習が行われるということだけではなくて、放送大学というのはいわばキャンパスレス——キャンパスのない大学であります。しかし、本当は大学と申しまゐすのは、学生と教官との接触、あるいはむしろ学生同士の間での接触によつて一つの学問的雰囲気というものを生み出すのであります。それから、学生たちとの間の話し合いとかあるいはクラブ活動とか、さまざまな活動などを通して、学生同士の間の触れ合い、切磋琢磨といふことが学生生活を非常に有意義なものにするといふ面があるんだらうと思ひます。ですからスクーリングを重視しなければいけない。しかし、スクーリングを実施すれば実施するほどいま御指摘のような問題が生じてくるわけでありまして、この部分の解決といふのは非常に矛盾した困難な点があるといふふうに思ひます。

○高木健太郎君 どうもありがとうございます。私もその点非常に心配している者の一人でございます。私ので、この解決をぜひ図つておかなければいけないのではないかと思ひます。次に板橋先生にお伺ひ申し上げたいんですが、

先ほど資格の問題が出たわけですが、先生のところでやつておられる通信講座あるいは通信大学というのは専門課程のところが多いんじゃないか。それにやつぱり基礎学部を持つておられる、そういうところに何か非常によりどころが学生にはあるんじゃないかと思ひます。ところが、現在大学における教養部、ここは教養学部になつておりますが、教養部というもののあり方が非常に現在問題になつていられるわけでありまして、空洞化しているという話さもあるわけでありまして、それが、そういうものを今度の放送大学ではまず最初に置こうということになります。そうすると、それが使われる、世の中においてこれが通用していくということについての見通しは板橋先生の方ではどうなつてお考えでございましょうか。

○参考人(板橋都夫君) 放送大学の組織が教養学部ということと、その内容も御案内のような新しい考え方であります。

(委員長退席、理事世耕政隆君着席) ですから、放送大学のテレビの放映が始まれば、恐らく新しいものを知るといふ意味では私も見るであらうと思ひます。現にNHKの大学講座も見ています。大変参考になります。では、それが四年たつたら資格ができて、そうしてその資格というのは単に教養学部を出た大学卒というだけだから、何度も申し上げますように、特定の職場へ行つたら評価してくれて、月給が一号俸上がる、特別な有利な条件で採用になるかといふとそれはつながらないように思ひます。やつぱりそれじゃ何なのかといふと、物を知つているとか知つていないとか、上品だとか下品だとかいふのは、その人の持つております品性を客観的に見て人が尊重するといふことであるから、ばくは教養学部を卒業して教養があるよといふことを人に言うべきものではない。だけれども、それを国民全体の教育として放送大学が日本国民の品性を上げていくという意味で教養学部というものを置き、そして放送大学がそこをねらつていられるんだというならばこれは大変意味があります。四年制の大学とか通

学課程ではなかなかそこまではいかないものであります。目的が違うからでありますけれども、それはできないわけでありませうけれども、まさに生涯教育といふことを一つのねらいとしておるといふ意味では教養学部というのの意味があるし、その意味といふのは、ただいま申し上げましたような角度から評価をしたいと思つております。

○高木健太郎君 これは私も、教養部教養学科から始めることが入りやすいので、そういう目的を立てられたのではないかと思ひますが、できれば、やはり何か専門課程を置いてみられた方がいいのではないか。ただ、国民の文化レベルを上げるという意味では意味があるかもしれないませんが、これによつて何か職を得るというふうなことは非常に困難ではないかと思つておるわけです。しかも、現在の日本の大ぜいの人が非常に経済的に優先的な考えを持つておられますので、単に教養だけ積もうといつても、それは理想ではあつても、なかなかこれが現実とマッチするといふのはめんどろではないかといふのが私の考えでございませう。できるだけ日本人は人間ばつかりであつてほしいといふのが私の希望でございませうが、現実とはなかなか合わないといふところに問題があるかと思ひます。

(理事世耕政隆君退席、委員長着席) 次に、西本先生にちよつとお伺ひ申し上げたいわけですが、英国で二百七十カ所ですか、学習センターを置いてやられ始めた。日本ではまず関東からやつて、うまいければ全国と、このうまいければというのがなかなかこれ大変だと思ひますが、二百七十カ所とかくやつた。その経緯をひとつ簡単に話したい。それから、放送というのにはある人がお話しになつてまいいろいろ工夫もあるでしようけれども、どうも人格と人格が触れ合はないと——先ほどの新井先生からもお話しございましたが、やはり私は教育の面では触れ合うということがきわめて大事だと。これをテレビあるいはスクーリングでやり

ますが、実際にテレビに出た人となかなか会うわけではないわけです。そういう意味で、テレビを通じて人格の触れ合いというようなものについてはどんなふうにお考えでございましょうか。二点だけ、もう時間もございせんからお聞き申し上げます。

○参考人(西本三十二君) 最近国際的にディスタントエデュケーションということ言われているんです。遠隔操作によるところの教育、これは新しい教育でありまして、昔ながらの人間と人間との接触によるところの教育、これはもう教育の基本であって、非常に大事なことです。と同時に、エレクトロニクスその他の発達によって、それを上手に使えば、やはりテレビには、すぐれた学識のある先生がじかに学んでおる学生と、しかも自宅で親しく接するということにかなり特別な人格と人格との接触があるとか、盛んにいろいろ研究をされております。私は決してセンターの無用を論ずるといふのじゃなくて有用であることを言うのです、これは。

実は英国でも二百七十もつくって困っているところがあるんです。私たちの考えておるのは、そこへ教師が行って指導するのじゃなくて、孤独で勉強しておる人たちが集まって、そこで自分の悩みを話し合い、そしてVTRにとつたところの番組をもう一遍見直すと、それを地方の問題と結びつけて、学生たち自身が勉強する、いわゆる学習なんですから。大学はむしろ図書館を使って学習する、テレビを使って学習するということ、そういうような新しい教育の方法というものが放送大学が健全に小規模ながらも育っていくうちに、いままでの既成の枠にはまった教育方法、教育観というものが改善されて、既存の大学におけるところの教育と新しい放送大学の新しいカリキュラムと内容と方法によって、両々相まって私は二十世紀から二十一世紀にかけての教育が育っていくのであるということを考えますので、私は決して放送大学は万能とは決して申しません。いろいろ欠点がある。それは皆さん方ずいぶん論議され

ておると思うのでありますが、それを踏まえて文部省もできるだけの意図をくむと同時に、また放送大学は放送大学としての特色を発揮して、二十一世紀に向かつての大学教育及び教育制度、学校制度というものをよりよく上げていくのでなければ、しかも近いうちには放送衛星というものができて全国をカバーする。そのときまでにはいゆる試行錯誤を繰り返しつつ、どうかひとつ皆さん方の国会で放送大学というものを通していただいて、小規模ながらも発足させて、そしてその生まれた赤ん坊についていろいろ批判をし、育てていって、より高い日本の大学教育、学校制度というものをよりよく上げていくんだということをひとつお考えいただきたいということを願う次第であります。

○高木健太郎君 私は西本さんがおっしゃることは理想ですから、ぜひやってみようという気持ちにはわかる。また板橋先生おっしゃいますように、いわゆる冒険だけれども、共存できないこともないし、やりたいというお気持ちは私はわかるわけでございます。

言葉じりをとらえるようで悪いんですけども、テレビ等によって遠隔操作をするという言葉があるわけですね。私は教育というのは操作ではない、お互いに学び合うという気持ちでなければ、私は教育というのは本当は実を上げることはできぬ。だから、もしテレビをもって人間を操作するということはお考えがもしも少しもおありになるならば、それをもう一度お考え直していただきたい、こう思います。

私の質問はこれで終わります。

○参考人(西本三十二君) 操作というのは、私とつきの場合でなしたのですが、取り消しますが、ともかくテレビにもりつばな教育力があり、それに基づいて学生が学習をするというモチベーションを起させる大きな力があると。それをひとつ考えていただいて、何とかまことに生まれようとしておる赤ん坊を、まだ生まれていないんですけれども、生まれさせてやっていただきたいというの

が私の希望であります。

○高木健太郎君 学習に対してモチベーションを持たせる、そういうお気持ちでございましょう。私は、私はそれに賛成でございます。どうも失礼しました。これで終わります。

○佐藤昭夫君 非常に限られた時間でありまして、すでにお話に出ております問題との重複を避けてごく簡単に尋ねたいと思っておりますが、まず、新井参考人にお尋ねをいたしますが、冒頭のお話で先生も触れられておりましたが、放送教育というのはマスコミの性格から見てもきわめて広範な影響力を持つ。重要な見解の相違がある場合でも放送された教官の説が唯一の正しいもので受け取られかねないような危険性を含む。こうした点で非常に慎重を要するという点であります。したがって、この学術上重要な異なった意見を有する学者、研究者、教育者あるいは学術団体、こういう人々に——もちろんきょうも一貫して強調されておりますように、教授会の自治を基本に放送大学の運営がされなくちゃならぬという点で、教授会の検討を経て一定の条件のもとにというただし書きが当然つくことで、そういう前提の上で行われるべき問題であります。うが、異なった意見、これを放送をする道を開くべきであるということが今日学者や研究者の中で、この放送大学の法案をめぐる意見が提出をされておるかと思っております。この問題について参考人の御意見をお尋ねをいたしたいと思います。

それから続いて板橋参考人にお尋ねをいたしますが、本日先生から私立大学の通信教育のそういう御経験を背景にいろいろお話をいたしておるわけでありまして、いづれにしましても放送大学というものが文部省はこれによって教育の機会が広がり、生涯教育の場が拡充をされていくんだということをしきりに強調しているわけですが、開かれる道というのはいわゆる教養学部だけだという点から見て、既存の大学諸組織、そこを抱えております多くの学部、学科、それに

対する国民の多様な要求にこたえる道にはなっていないと、そういう点から考えてみて、きょうも共存だとかいろいろな言葉が使われておりますけれども、既存の私立大学を含めまして通信教育というものが今後とも国民の要求にこたえていく上で重要な役割を、ある部分を担うということはこれは否めない問題かと思っております。ところがきょうも先生の方からこの私立大学の通信教育をめぐって現状のいろいろな困難、それをいろいろお話になっておりますけれども、そういう困難を打開をして私立大学における通信教育の拡充を図っていくために国がもつ措置すべき問題としてどういふことを要求されるか、この点をもう少し具体的に話を聞きたいと思っております。

○参考人(新井直之君) まことに御指摘のとおりでございます。私たちの方の学問で申しますと、マスコミには逆機能と言いまして、つまり機能の逆さでありますけれども、放送などあるいは新聞なんかでもそうであるかも知れません。影響力の大きなマスコミであればあるほど、そこにしばしば登場する人あるいはそこでしばしば繰り返される説明というものはかなり大きな権威を持つてくるといふことが定説になっております。したがって、もし相対する学説があるときに、一方の学説だけを放送大学において放送されるようなことがありまして、それが当然に学問上の定説化してくる危険性があるというふうに思われます。そういうものを防ぐためにはアメリカの連邦通信委員会、FCCと通常申しておりますが、FCCルールではフェアネス・ドクトリン、公正の原則という規定がございまして、それでその反論権というものを視聴者に認めております。一つの意見に対して対立する意見があつて、そして一方の意見だけがもし放送された場合には、対立する意見を持つていられる者はその放送局に対して反対の意見を放送させると要求することができるといふ権利が定められているわけでありまして。しかし、このFCCルールに当たるものは日本の放送法にはございせんし、それからもちろん今度の学園法案

にもそういう規定はございません。したがって、そういうものを、ほかの学者が一方の学説に對して、放送大学で放送された学説と異なる学説に對して、そこで訂正を申し込むあるいは反對の学説の放送をさせることを要求することが、どうもいまの日本の現状及び今度の法案では認められないように思われます。そういう点では、ことに大学の自治がはなだ不安定な感じが今度の法案でいたしますので、もし仮にある学説が放送されてそれが広がっていくということになると、それはそれでまた非常に大きな心配点を今度の法案では持っているように思われます。

○参考人(板橋都夫君) 私どもが現在までに理解をしております放送大学の教育内容は教養学部であること、教員養成課程は置かないということ、将来にわたっても放送大学は学部をふやさないということ、そういうようにやっていきますという理解をしております。で、この説明は私どももじかに聞いたわけではありませんが、私どもも協会加盟校ではそういう理解であるから、実際には競争関係に立つけれども、われわれ私大通信の方は学部制で、たとえば文学部とか法学部とか商学部というようにな形だし、放送大学の方は教養学部だから、実質的には通信という制度だけれども、教育内容が違ふので、まあ反對するのは大人げないからそれはそれでいいじゃないかと、なるほど機会均等というならば確かに国民的な一つの要求もあることだし、それには協力をしているのではないかと、というのが実は内々の気持ちです、それはいま申し上げたような前提に立っているわけです。ところが、一方でせっかく放送大学に膨大な費用をかけてやるんだから、教育の機会均等というなら単なる教養でなくて、いろんな専門の法律も経済も文学も教えるような学部が将来持つていくというならば、私どもはもう一遍体制の立て直しという意味で考え直さなければいけない、そんなように考えております。

○小西博行君 二、三点お尋ねしたいと思ひます。私は、放送大学というのは、いまの大学教育の中から何か一つ新しいものが生まれて、一般の大学に波及効果をしていただきたらなあというのが実は気持ちでございますけれども、だんだんこの法案を煮詰めてまいりますと大変問題点がたくさん出てまいります。先ほど三人のそれぞれの参考人の方から実際の経験を通して具体的なお話がございました。

まず、新井先生の場合なんです、一つ一つ項目を挙げて大変詳しく説明していただきました、私自身が全くこのとおりだという実は気持ちでございます。それにいたしまして、いまの放送大学法案というのは、これ衆議院通過しているわけでありまして、何とかこれを参議院で審議してくれということでございますけれども、どうやら衆議院の段階というのは参考人もお呼びになつていぶん検討したというんですが、どうも内面的なものと詳しいことをやつていなかったのではないかなあという感じが、まさにこの参議院の自主性という意味では最高の私は法案ではないかと、このように実は考えておるんです。

それから、先ほど放送を利用するということが大変画期的だということでございますけれども、現実は大して一般の教育と変わらないというように私は受け取つておるんです。つまり、通信大学とこの放送大学というのは余り変わらない。つまり、自宅研修であるとか、あるいはスクーリングというのに相当ウェイトを置くんのだ。つまり、スクーリングを全体にいたしますと普通の大学になるわけですから、どうやらそういう感じがいたしまして、放送の分野というのは五%からせいぜい一〇%みたいな感じになつてまいりました、つまり自分が本当に勉強しようと思えば、別に放送大学を聞かなくても自由に本が買えるような日本の社会情勢ですから、勉強ができるのではないかと。ただ、モチベーションという意味では、テレビを見ることによって何か刺激されると、その面が私は実際の授業としては違つた面ではないかなあ、このように実は感じているわけなんです。

中から何か一つ新しいものが生まれて、一般の大学に波及効果をしていただきたらなあというのが実は気持ちでございますけれども、だんだんこの法案を煮詰めてまいりますと大変問題点がたくさん出てまいります。先ほど三人のそれぞれの参考人の方から実際の経験を通して具体的なお話がございました。

そこで、先日もうこういう質問をずいぶんさせていただいたんですが、問題はこの放送大学の学生の質の問題、これが一つ大きく社会に影響を残すのではないかと。つまり、単位を認定するわけですから、この単位認定試験というのを非常に厳しくやればやるほど恐らく学校をやめる人も多でしょうし、普通の大学のように留年ということも実際あるでしょうから、そうなつていきますと、非常に私は優秀な人材が育ち、そして社会へ出たときも何年後には非常に放送大学というののはりっぱなんだという評価を受けると思うんですが、現実問題は、将来計画でしようが、全国でそれぞれ勉強したい人が全部それを見られて勉強して、いわゆる生涯教育というかつこうでやつていくんだと、こういう形になりますと、どうしても単位の認定というものがやや甘くなつてしまふのではないかと、私はその辺に一つの大きな疑問を持つてます。

同時に、文部省の方に先日来からうつと質問しておりましたら、一年生から二年生に上がるのは、まあ恐らく一〇%ぐらいはやるだろうと、こういうお話したんですが、板橋先生の方で先ほどおっしゃいましたところによりますと、どうも四年間まともに単位取るのは一〇%ぐらいじゃないだろうか。大変私は初期段階の文部省が出しております調査ですね、この辺の数字がもう大幅にかけ離れてしまつていると、大変甘い数字であると、先日もうこういうことを話していただいたんです。

もう一点は、やつぱりカリキュラムをせんじ詰めてみますと、大体百二十四単位取るためには四年間です。つまり年間三十一単位。それやるためには大体毎日四十五分授業を六日間も聞かなきゃいかぬと。しかも、その一つの科目に前後一週間で九時間から十時間の予習、復習というのが入つております。同時に日曜日は四・三時間ぐらいのいわゆるスクーリングを受けなきゃいかぬと。往復時間を入れますと一日びつたりかかると思ふんです。そういうふうにかリキュラム自体が大変厳しい

と。恐らくその程度の勉強ではいわゆる一般に言う大学卒ということが認定しにくいんじゃないか、もつとも勉強しなきゃいかぬのじゃないかという感じは持つておりますので、両先生の方から、いままでの通信大学ということに立脚していただいても結構ですけれども、本当にそういうもので大学卒というふうな能力といひますか、そういうものがつくらなうかなあ、多少その辺のところを疑問に感じましたので、時間もございませぬから、私の一点だけにしほつてお二人の御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(新井直之君) 御指摘のとおりでありまして、私放送大学について心配してありますのは、たとえば自分で学ぶということについて考えてみましても、普通の既存の大学ですと図書館を利用するといふ、大学にそれそれなりつぱな図書館が規程で決められてつくられておまして、それを利用して学ぶということが出来ます。しかし、全国各地にばらばらに散らばつておる放送大学の学生はその大学の図書館を利用することができません。それから、自分で参考書を買つて勉強するといふことも、大都市ならば別でありますけれども、地方の都市に行きますと専門書あるいは研究書と言われるものはほとんど書店に置いてございませぬし、それからどういふものを読んていいのかわからないといふことも、たとえばカタログなどというようなものもそう完備しているわけではあります。図書館に行けばカードで見ることが出来ますけれども、またりつぱな図書館が所在する都市というものはやつぱり県庁所在地とかなんかもで行かなければいけないというふうなことになるので、そういう点でも私はおっしゃるとおり学生の質がどの程度いふものであろうかという心配を大変いたしているわけでありまして。

それから、御質問の第一点の方に戻りますが、そういうことを考えると文部省の数字は甘いのではないかと。先ほど西本参考人が放送大学の基本計画に関する報告という、一九七五年、昭和五十

年に文部省がお出しになったこういう資料もあるのとおっしゃいましたけれども、これはやはり私はそういう点で数字がかなりいまでは変わってきているのではないかとふうに考えますし、それから、現に第一期の計画のところを見まして、もはやこの基本計画と現在出ております放送大学とは数字も違つておれば内容も違つておるのであります、私はあえてこれを無視してお話を申し上げた次第でございます。

○参考人(板橋郁夫君) 単位認定試験の方法に絡んで学生の質でありますけれども、私も、四単位については一単位ごとのレポート、そして二単位ずつに分けた試験、レポートが通らなければ単位試験を受けさせないというのをきちつとやっておりますので、その点については認定方法を甘くして出しまえという意識は働きません。だから、結果として最大限一割ぐらいの卒業生しか出ないし、実際その辺らうと思っております。もしその認定の方式をきわめて甘くするのならば、それは質が落ちるといふことは当然であります。したがって、私も、私どもでは四年間で卒業するといふことは初めから考えておりません。大体五年です。五年から六年のところが卒業生が多いんです。そういう意味で、毎日毎日勉強し、四年間ということとは、もしそういう考えで数字を計算したのだとしたら、やっぱり積算の基礎に多少判断の甘さがあるだろうということになります。

それから、スクーリングとの関係で学生の質を申し上げますと、スクーリングは所定の時間といひますか、決められた時間があるわけです。ちょうど通学課程が年三十五回、三十五週、一時間半の授業をやること——それは試験の期間含むわけですが、それで四単位ですよといふのが大学設置基準です。ですから、スクーリングでは、専門科目についてはちやうどその時間が当てはまるように時間を組みまして試験を受けさせます。で、夏それをやるわけですが、時間もいっばいちゃんと来て受けて、試験の時間になったら、父親が死んだからすぐ帰れなというのもあるんです。

それをどうするか、間で抜けたらどうするかという、時間の足りない部分は全部埋めさせます。で、通学課程でもそうですが、三分の二は出ないといふところから、通信の方も三分の二までスクーリングに出たら試験を受けさせますけれども、あと三分の一は枠が残るわけです。それは全部帳簿がありまして、何月何日出たというのを、教室の入り口に係が立っておりまして、出席表で出席をとりまして、それで出たという回数をスクーリング台帳に全部記入するんです。で、試験は通つたがその規定の出席回数に足りないという単位を出さない、押さえておくわけです。スクーリングの出席回数が埋まったら単位を出すというやうな制度にしてありますから、そういうやうなやり方にするならばスクーリングでも学生の質は落ちないであろう、それを緩めるならば緩めるだけ落ちるだろうということになります。

○委員長(降矢敬義君) 以上で本日御出席いただきました参考人に対する質疑は終わりました。参考人の皆様は一言御礼申し上げます。本日は、長時間にわたり貴重な御意見をお聞かせいただきました。まことにありがとうございます。委員会を代表して厚く御礼申し上げます。(拍手)

以上で午前の審査はこの程度といたし、午後一時三十分まで休憩いたします。

午後一時三十分開会
○委員長(降矢敬義君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

放送大学学術法案を議題とし、引き続き質疑を行います。

問題が出されていたら、泌尿器系で二十問中十問が全く同一であった、こういう事件が報道をされておるわけでありまして。特にこの酒徳と言いますか、この教授は、国家試験出題者の一人であるし、この事実を、同一の出題であったことを認めておるわけですね、この報道によりますと、山口大学といひますと大臣の御出身のところでもあるわけですが、足元からこういう不祥事件が起こる、まことにこれは遺憾きわまりないことであると思ひます。で、いち早く、厚生省の方はもちろん国家試験の当事者ですから事実調査をやる、こう言つておられますが、当事者であり、また文部大臣である田中大臣としては、いかなる御見解を持ち、いかなる処置をおとりになるつもりであるか、お尋ねいたしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貢一君) まず事実関係の有無について大学当局側の早急な調査をお願いしなければならぬ、かように考えております。教官にかかわる問題でございますから、大学自身の御判断ということがまず優先するわけでございまして、その対応を見ました上で私どもも適切な対応をいたすという、かような考え方でございまして。

○小野明君 もちろん大学管理機関というものの処置ということが優先されるべきは申すまでもありませんが、その問題は、教授会等で当然放送大学等も関係のある問題であります。しかしながら、この種問題についてはやはり厳正な処置というものを要求されてしかるべきではないかと申し上げておきたいと思ひます。

次に、本題に入りまして、放送大学につきましても質問を申し上げます。

これは全く新しい構想の大学でございます。そこで、予想しない事態の発生、あるいは予測し得ない問題もあるかと思ひます。しかし、私がいろいろな資料を——いろいろないいいますけれども、わずかなものですが、これで調べましても、この将来構想といひますか、この放送大学の最終的な全体構想といふものがどうも浮かび上がつてこないわけですね。そこでこのことは午前中の新井参考人の御意見にもございました、最終構想が明確でない、こういう御意見でございましたが、私もそういうふうに通ひます。

そこで、この放送大学の最終的なこの全体構想、それに至りますこれを現実にするための年次の計画、あるいはそれに付随をいたします必要な経費の試算、こういうものがあらかじめ文書によつて提示されませんと、的確な審議といひますか、十分な審議ができないように私は思ひます。まづこの点について、こういうことは大学局長でしようから、まづ局長の方からひとつ御答弁をいたしたいと思ひます。

○政府委員(宮地貢一君) 放送大学の全体構想についての考え方、それがまづ基礎で必要ではないかというお尋ねでございます。

御案内のとおり、「放送大学の基本計画に関する報告」というのが、昭和五十年十二月でございすけれども、放送大学創設準備に関する調査研究会、これは大学の先生方に入つていただきまして構想を練つていただいたものがございす。それが私も御提案申し上げております放送大学の一番何と申しますか下敷きになつてゐる、私どもとしてはこれを下敷きといたしまして、今日まで具体的な構想を固めていくに当たりまして取り進めてまいつたものでございす。ただし、これはそのはしがきにも書かれておるわけでございすけれども、これらの検討の結果を総括してこの基本計画に関する報告をまとめていただいたわけでございす。この報告により、この大学について、一つの具体的な設計図の設例を描き、国民各層の理解を求めるとともに、その批判を仰ぐ必要があると考へたからである」ということが述べられております。そして、「この報告では、放送大学の創設後における第一期事業の一つの目標を示している。しかし、その実施については、現下の経済情勢、財政状況等を考慮すれば、その着手の時期、方法について別途十分な検討が必要である」と考へる。今後、この報告に寄せられる各方面の意見を勘案しつつ、その検討を急ぐことが望ましい。」というところがはしがきでも述べられておるわけでございまして、私どもとしては全体計画としては、いまも申しましたような具体的な設計図の設例として一つ掲げられてゐると、それによりまして作業を今日まで進めてきたという経緯がございす。

カバールするという考え方で全体計画を想定をいたしております。そして、この最大限の全体規模を実現するためには、教職員で言えば二千人、資本的投資額は約八百七十億、これは当時の試算価格でございす。そして、年間の経常的な運営費としては約二百九十億という試算が出されておるわけでございす。

そこで、この放送大学そのものが、ただいま先生も御指摘のように、全く新しい大学をこれからつくつていくことになるわけでございす。しかも、全体計画、全国をカバーするというところでいへばただいま申し上げましたような大変大きな規模でもございす。したがって、私どもこれをもとにいたしながら具体的な計画をどう進めていくかについて今日までいろいろと検討をしまして、その結果、第一期の計画といたしましては、ただいまのところ東京タワーから電波の届く範囲内を第一期の計画というところで取り上げまして、第一期の計画の概要といたしましてはこの「放送大学について」というパンフレットに御説明もしてございすけれども、入学者としては一万七千人、在学者数としては三万人、初年度の学生受け入れとしては一万人という形で、資本的経費としては約九十七億というところで、第一期の関東地域から電波の届く範囲内での計画というものを具体的に今日まで固めてきたわけでございす。

そこで、第一期の計画についてもう少し御説明をさせていただきますと、やはり人口が多かつ人口構成としても非常にいろんな多様性を持つてゐるというようなこと、そして今後の拡大計画に必要な資料を得やすいということ、広域の送信所として既存の東京タワーが利用できるために電波網の整備に要する経費が過大にならないということ、さらに放送大学の本部としては予定いたしました千葉県幕張地区を予定しております。そういういろんな要素を考慮いたしまして関東地域を対象地域として発足してはどうかということ、今後この放送大学の対象地域の拡大にかかわり

ます将来計画全体のことでございす。これはまだ放送衛星の実用化の動向が今後どういう方向になつていくのか、それからまたこの関東地域におきます実施状況を見ました上で、諸般の事情を勘案しながら、今後検討をしていかなければならない課題と、かように考へております。ただ、具体的には、私どもとしても十八歳人口の今後の推移、そういうようなものも見まして、昭和六十六年ないし七十年には二百万人を超える十八歳人口ということももちろん頭に入れます。それから、この時期までには高等教育の整備計画を――十一一年までの間で前期計画、後期計画ということに分けて今日まで検討をしてきておるわけでございまして、したがって昭和六十二年から七十二年までの十年間を目途にしました新しい高等教育の整備計画はさらにこれから具体的に立てていかなければならぬ時期にも差し加かつてゐるわけでございす。そういう中におきまして放送大学の対象地域の全国への拡大ということについて

も、その時期にはぜひ実現をしたいということ考へておるわけでございす。もちろん電波を使ひましたこの放送大学が、私どもとしてもなるだけ早く国民全体がその恩恵をこうむるようになることを期すべきは当然のこととございす。しかしながら、ただいま申しましたような第一期計画をまず実現をして、そこで具体的問題としていろいろ学習センターの問題にいたしまして、従来からも御審議をいただいておりますように、いろいろ具体的な事柄についても御指摘をいただいております点もあるわけでございす。それを實際に移しまして、そこで現実問題として処理をすれば、そこにまた現実問題としての対応ということも当然予想をされるわけでございす。私どもとしては、そういうような点に、そういうような現実問題としての解決しなければならぬ課題もいろいろあるのではないかと、かように考へております。そういうようなことを踏まえまして、慎重に段階的に進めてまいりたいと、かように考

えておるところでございまして、したがって、もちろんその全体構想というものは、ただいま申し上げましたようなものを基礎にして私どもとしては描いておるわけでございす。当面は第一期の計画を実現をさせていただきまして、その後における取り組みということで考へておるところでございす。

○小野明君 大変長々と説明をいただいたわけですが、そうしますと、私どもが審議をするに当たりまして、手にありますのは、ここに薄緑の「放送大学の基本計画に関する報告」これが基礎になつてゐます。それから、この「放送大学について」、これは五十五年九月と五十六年の一月と二回出されております。これとそれから今回出されております法律案（この三つということになります）。この問題を、放送大学について構想なり計画を知るといふのはこの三つの資料によつて大体お知りください。いまの局長の御説明もそういうふうであつたと思いますが、そういうふうにご了解をしようと思ひます。

○政府委員（宮地眞一君） 基本的な点は御指摘のとおりでございす。

今日までの国会審議等におきましていろいろ御質疑をいただきました。その間で私どもとしても、今日までの時点で説明できる限りのことにつぎましてはる御説明もいたしてまいつたわけでございまして、多少国会の質疑等の御審議を通じまして、それらの資料を中心に御質疑いただきましたこと御説明もいたしてきておるわけでございす。従来からの御説明でも出てくるわけでございすけれども、この法案の仕組みそのものが放送大学学園法案ということで、これもまた大変いろいろ経緯があるわけでございすけれども、放送大学というところで大学と放送局をあわせ持つ仕組みといたしましては、この放送大学学園法案という形で進めるのが現行の法制から見てもそういう形でいかなるを得ないという結論をいただいております。そのために全国に約二百の送信所を設置し、全国ブロックの世帯数の約八〇％を

法人が放送大学を文部大臣に認可申請をいたしました。大学をつくっていくという仕組みに、これは仕組み上そうならざるを得ない点があるわけでございます。今日までの時点で放送大学の具体性の点について御審議いただくのはもちろん、それが具体的にどうなるのかという点を踏まえて御審議いただかなければならぬことは当然でございますので、私どもといたしましてはその点は御説明できる限りのことは申し上げておるつもりでございます。

具体の予算のことにありますと、これはただいまのところ五十六年度予算で計上いたしております。予算額は確定を見ておるわけでございまして、予算はそれぞれまた予算案といたしまして、今後各年度ごとに関係省庁と折衝を進め、それがまた国会で御議論をいただくという仕組みのことであらうかと思っております。

したがって、大変、大学自体が決めになる事柄というものがやはりその中にはいろいろと出てまいってくるわけでございまして、その点私どもの説明が十分でなくて、大変そこはまだ固まらないのかというおしかりもございまして、ございまして、その辺のところはひとつ私どもとしても極力御説明を申し上げておるつもりでございますけれども、そういう仕組みであるというところはひとつ御了承を賜りたい、かように考えております。

○小野明君 だんだんお尋ねをしていこうと思えます。先の方でいろいろ御説明があったようですが、文部省側としては大体基本的な考えというのはこの二つと法律案、こういうことは言えるわけですね。

いま一つは、いま局長がそれと同時に国会審議ということをおっしゃった。これは非常に私は重大な御説明があったと思うんです。それで、これは何回も国会で議論をされておることである。さらに、この放送大学の基本計画というのは何と云っても六年前のことでもあります。いままでの衆参両院の審議の議事録も全部は私は消化を

してはおりませんけれども、非常に有益な御意見が出ておる。網羅されておると言ってもほとんど過言ではないぐらいに詳細に議論されているように思いますが、いま国会審議というものの要素になっておるんだということをおっしゃる。こういうことであれば、当然前国会から参議院の審議が始まる。そして、この審議が始まれば国会法上もう一回衆議院にいかなくやならぬ。こういうことになるわけですから、国会審議を踏まえて、この法律案なりあるいは基本計画なりあるいは第一期計画なりに当然修正を加えていかなるべき点があるのではないかと、こういうふうな思われたい。そこで、私はわざと言ったわけでありませんが、私も、局長がわざわざ国会審議も踏まえて、こういうふうにおっしゃるのなら、それをひとつ形をもつて示した点があるかどうか、これをひとつお示しをいただきたいと思うんです。

○政府委員(宮地貢一君) 私は、もちろん国会で御議論もいろいろいただいている点もございまして、ということをお申し上げたわけでございまして、前回の御審議の際にも、いろいろと従来の審議で話の出ている点で申し上げますと、たとえば国会で何度か審議をされて出されておるが、法案自体については、法文については修正なしに出されている点はどういう点だという御質疑がございました。それに対しては、私どもも、関係省庁とも十分協議をして法文としてまとめましたものについては、現時点で考えられる最善の案だということと考えておりますので、その点は何度か御審議をいただきました冒頭に、そういう点は御説明を申し上げておるわけでございます。

実施の具体の中身について申し上げますと、これは法文の上での修正ということにはならないわけでございますけれども、たとえば学習センターの持ち方でございますとかそういうものについては、いろいろ学習センターでこれは実際の実施をやっているに当たって、たとえば教官組織がいま想定しているもので十分であるかどうか、これも実際の学生数と現実の対応ということも見なければ

なりませんけれども、従来から御指摘をいただいているように、そして私どももそのことはそうだと考えておりますが、この放送大学においても大変スクーリングが大事であって、学習センターの機能を重視しなければならぬ。そのことは私どももそう考えておりますし、実際の実施に当たってもそういうことが必要であらうと思っております。

ところで、学習センターの個々の実際の学習状況でございますとかあるいは学習センター自体での運営、そのような事柄については、やはりこれは法律で規定されるべき事柄というよりは、実際の運営上必要な事柄の教学の運営面についてはどういう組織でいくかというふうなことに、これは、これはむしろ大学御自身の御判断で決めていただくべき要素のところがいろいろあるに考えているわけでございます。

そういうようなことがひとつ、それからもう一つは、国会の御審議という点で特に申し上げました点は、具体の個々の予算という点になりますと、これはこの特殊法人に対しまして国費の計上額というものは、それぞれの年度で予算で計上されていくことになるわけでございます。したがって、実施の具体の計画を年度ごとにどう進められていくかということについては、これは端的に申せば、予算の御審議を通じて、それぞれの年度ごとに御審議をいただくことになる。国会の御審議といたしましては、私は後者の予算のことについて具体的に申し上げたつもりでございますけれども、それらの二点が従来御審議をいただいておりますので、それから、これから先の御審議について申せば、特に予算の点を通じてそれぞれ国会で御議論を賜ることだということをお申し上げたわけでございます。

○小野明君 国会審議を軽視しておるんではないかという点を私は申し上げておるわけですが、いま局長がお話しになりました教学上の問題あるいは学習センター、放送上の問題というような問題、あるいは予算はそれらももちろん単年度で

すからその都度審議をすればいい問題、この教学上の問題とか、あるいは放送上の問題、こういう問題は、これはそれこそ実施の過程の中で解決できる枝葉末節といつてはこれは問題があります。問題があります。この放送大学は実際に成果を上げ得るかどうかというのはこの辺にありまされども、これはひとつの試行錯誤の上からも解決できる私には問題だと思っております。

私が申し上げたいのは、やはりいままでの国会審議の中で、大学の自治は一体どうなるんだ、これは四十四年大学紛争のときに構想されたもので、それから、グバ抜きであると同時に自治抜きだ、いま一番重視をされておる大学の自治とこういう問題についての配慮はどうかと、ぜひ御審議においては出ているんですが、これをやるとすれば私は法律案をさわる以外にないわけですから、局長もそれを知った上で肝心なことは言わずに、今後漸次手直しすれば直るという問題だけを国会審議に求めているといういまの御答弁を聞きまして、そういうふうな思われたい。私は、この一番ネックになっておる法律案をなぜ手直しをしなかつたか、このことを申し上げておるわけですね、この点どうでしょうか。

○政府委員(宮地貢一君) 確かに国会でいま御指摘のような点について御議論を大変いただいたという点も事実でございます。それらの点につきましては、私どもとしては国会の質疑の場で十分御説明も申し上げたつもりでございますけれども、法案の構成全体にかかわります点で申し上げますと、抽象的に先ほど申し上げましたが、それについては関係省庁で十分協議をいたしましたので、その点はただいま政府側といたしましては御提案申し上げておりますものが、法案の条文として政府としては最適ということで御提案を申し上げておることと御説明を申し上げたわけでございます。その点は、私ども政府側の対応といたしましてはそういうことでございます。

御議論としては、幾つか具体的に申し上げます

と、放送大学学園及び放送大学に対する文部大臣の権限についての御議論が一つございました。それから、放送大学の評議会と教授会との関係について御議論をいろいろといたしておるわけでございます。それと、放送法第四十四条第三項と学問の自由の問題についても御議論をいたしておるわけでございます。そしてこれは、放送法制の問題といたしまして、NHK、民放の二本立て放送体制の変革の問題、それと対象地域の拡大計画をいつごろどうするかという御議論、大きな点で申せば大体そういうところから従来御議論が出されておる大きな点であろうかと思ひます。そして、これらにつきましては、私ども政府側といたしましては、この法案の提案者として御説明をいたしましたつもりでございますし、基本的にこの放送大学の仕組みとして放送大学が、もちろん大学である以上は大学の自治ということが確保されることが必要なこと、その仕組みについては、私どもこの御提案申し上げております法案の仕組みで確保されておること、御説明を申し上げてきておるわけでございます。

○小野明君 まあそれがあなたの本音ですよ。そこが一番私どもとの対立点ではあるんですが、その点をいまお話しになりましたような放送コードの問題、大学の自治の問題、あるいは対象地域の拡大、それらの意見をどうこの法律案に反映をしたかということ、私は国会審議を重視するならば、それらを改めて私は提案あつてしかるべきだと、こう申し上げたわけですよ。まあその点は後ほどまた同僚議員等からも意見がありましようが、私も後ほどその点については申し上げたいと思ふんですが、それはそれとして、放送大学創設準備に関する調査研究協議、これが出しました「放送大学の基本計画に関する報告」というのは、これが全体構想である。これが一番下敷きになっておる。それから、この「放送大学について」ということし一月に出されたこれが具体化されたものである、こういうふうな受け取つてよろしいです。

か。
○政府委員(宮地貫一君) 基本的にはそのように御理解賜つて結構かと思ひます。ただ、この五十六年一月の「放送大学について」というものについては、これは第一期の計画ということで御理解賜りたいと思ひます。

○小野明君 そうすると、第一期の計画というのは時期はいつからいつまでになるんでしょうか。それと、それに伴う予算、今年度予算はもろもろここに計上されておりますが、それに伴う第一期計画の予算というのはどういふふうになりますか。

○政府委員(宮地貫一君) 私ども、第一期についての経費の試算でございますけれども、その「放送大学について」というものの四ページのところに書いてございますように、第一期計画は「東京タワーから、テレビ・ラジオの電波の到達する範囲」を対象地域といたしまして、資本的経費としては累計で約九十七億、経常的経費としては約四十七億というのを想定いたしてるところでございます。

なお、具体的に、その一つ前の三ページでございますけれども、三ページに放送大学の創設日程というところで、私どもものがたいた創設日程として検討いたしておりますところは、この法案が成立をいたしまして、放送大学学園の設立を五十六年七月、学園の設立を見まして、先ほど申しましたように文部大臣に、放送大学——いまこれは仮称でございますけれども、大学の設置認可申請を、本年の五十六年十月程度と想定いたしておりますが、出しまして、約一年間の間に認可の申請をいたしまして審査をして、大学の設置としては五十七年十月を想定いたしております。大学の設置の後、実際に学生を受け入れる時期は五十九年四月、五十九年度から学生を受け入れるということと考えているわけでございます。そして、通常の大学のケースがそういうことになっておりますが、五十九年度から学生を受け入れていけば、それから通常で言えば、学年進行ということと順

次大学在学生在が各学年にいうことになりまして、学年進行で完成をいたしますのが六十二年度、六十三年三月で、一番順調に勉強いただいた学生が卒業できる時期がそこになるということになるわけでございます。当面は、第一期の計画としてはそういう日程を進めたいということ、想定をいたしておりまして、そのための経費として、ただいま申しました約九十七億と、経常的経費としては完成時の金額が約四十七億になるといふことで想定をいたしておるものでございます。

○小野明君 そうすると、第一期計画というのは五十九年の四月、放送大学学生を受け入れを目途としておると、こういうことですね。

○政府委員(宮地貫一君) そのとおりでございます。○小野明君 そうしますと、本年度の予算は、これは十四億五千二百万円ですね、五十六年度予算は、

○政府委員(宮地貫一君) 先生御指摘の十四億というのは、国立学校特別会計の放送教育開発センターの経費と合わせた金額であらうかと思ひます。放送大学学園の創設の経費として五十六年度予算計上されておりますものは三億五千二百万円でございます。したがって、ただいま先生御指摘の十四億余りの金額は、放送教育開発センターの方の経費を含めたものであらうかと想定いたします。

○小野明君 放送教育開発センターの整備というのは今年度予算に計上されておる、これは当然でありまして、これは放送大学にかかわる今年度予算、こういうことになるんでしょう、どうですか。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん放送教育開発センターもこの放送大学とともに将来対応していただくものでございますから、そういう意味では御指摘のとおりでございます。

○小野明君 そうしますと、五十九年度第一期の計画が終わると、そこで資本的経費が九十七億円、経常的経費四十七億円、こういうことに相なるわけで、今年度、五十六年度予算が十四億五千二百

万、こういうふうになりますね。だから五十九年を見通しますと、資本的経費が九十七億、経常経費が四十七億というふうになると。そうしますと、五十六年度これだけである、五十七年、五十八年、五十九年、せめてこの四年間ぐらひは毎年何をやってくるんだと、こういう毎年の予算計画がこれは提示されなければならぬ、これはできておらなければならぬと思ふんですよ。これは政府の新経済社会でも七カ年をめぐりにして、これは財政再建ということで中期展望で大蔵省が出しておるのも、五十九年特別公債ゼロということ、展望出しています。第一期第一期とそういうふうにおっしゃるならば、この数年間の毎年の資本的経費あるいは経常的経費、これらの試算が出されてしかるべきだ。これは一番私はやさしいことではないのか、それが出されてないのは、これはどういふことかと思ひます、いかがでしょう。

○政府委員(宮地貫一君) もちろん御指摘のように、私ども第一期の計画として資本的経費として約九十七億という金額につきましては積算を持つているものでございます。ただ、五十六年度の予算はもうすでに予算議決いたしているわけでございまして、五十七年度以降の具体の予算ということになりますと、これは五十七年度から予算年次がどのように固まるかということについては、政府側としては関係省庁との折衝その他もございまして、具体の金額としてはお示しがむづかしいわけでございまして、私ども要求官庁側といたしましては、施設の整備についても大体五十七年、八年の年次割りをどう考えるかという事柄については、もちろん私どもとしては事務的には試算をいたしているものもございまして、政府全体としてそれを示すということになりますと、その点は、具体のことは、今後予算折衝を経ました上で確定を見ることになるわけでございますので、当面はこの第一期計画の全体として所要経費といえやばり約九十七億ぐらひを私どもとしては要するということでございます。

そこで第一期の計画のことでございますが、第一期の計画についても、私どもとしても施設の整備にどれだけを要するという具体の検討はもうそろそろいたしたものを持っておるわけでございますが、現実の予算の計上額がどうなるかということにつきましては、これは今後の財政当局との折衝その他が入ってくるわけでございまして、私どもも要求する立場としましては、五十七年度以降、具体的に五十九年の学生受け入れまでにやるべきことにつきましては、私どもとしても十分準備なり対応はいたしておるところでございます。

○小野明君 スタートはわかつているわけでしょう。スタートは、ここの予算書には十四億五千一百万からスタートして、第一期の九十七億と四十七億と。この終点は五十九年、これになっているわけですよ。これはちょうど防衛庁で言われる五

三中學と同じようなものですわな。これも毎年計画がある。だから、それを十分やりまうと言うのなら五十七、五十八、五十九と年次に分けた、主務省としては予算計画というものをここに提示してください。それに伴う内容も資本的経費あるいは経常的経費と、この二分類のようですから、これを提示するのが――これは国権の最高機関ですからね、ひとつばかにしないでちゃんと資料は提示してください。そういう腰構えじゃこれはもうおぼつかないですよ、この放送大学もね。

○政府委員(宮地實一君) 資本的経費の約九十七億余りの金額につきましては、施設費については約六十九億五千七百万ということで考えております。本部施設が……

○小野明君 ちよつとゆつくり言ってください。

○政府委員(宮地實一君) はい。施設の経費が六十九億五千七百万、本部施設が三十四億九千七百万、県別の学習センターとしては二十四億四千九百万、送信所建設費としては三億八千二百万、職員宿舎関係で六億二千九百万、積算をいたしましては、施設の関係で、以上で約六十九億余りでございます。

ほかに設備の関係で二十七億六千四百万、放送設備として十九億一千五百万、教育研究設備として八億四千九百万と、私どもの積算をいたしております内訳をいたしましては、施設と設備に關しまして、以上申し上げましたようなものを予定をいたしておるわけでございます。

なお、この年次別の区割りにつきましては、これからの折衝ということになるわけでございまして、

○小野明君 そうすると、この程度のことをどうして言わないんですかね。初めから言えば何ということはないじゃないですか。

そして、それは大体年次別で、こうずつとおやりになるということですね。年次別に分けておられるわけですね。緊急を要する施設あるいは土地購入という緊急性、必要性という順番に、事業順に要求なさるわけでしょう。そうすると、年次別

になつてゐるわけですよ、それは。しなきゃならいせんわね。だからそれは文書で出せるんじゃないやありませんか。五十七年は幾ら、五十八年は幾ら、五十九年は幾らと、口頭でなくて文書で提示すべきではありませんかと、こう言つておるんです。

○政府委員(宮地實一君) ただいま御説明申し上げましたとおりでございますが、この年次別の数字につきましては、なお関係省庁とも協議をさせていただきまして、御趣旨に沿えるように努力をいたしたいと、かように考えます。

○小野明君 どうもその辺の第一期計画の実現に対する意欲といひますかね、あるいは計画性といひますか、それにも私は欠けるような気がしてならぬですね。それは財政再建のときですから、これはこちらにかつちりしたものがあつても、なかなかそれはうんと言わぬ御時勢ですからね、これはひとつ年次別のものをきちつと精査をして出すべきだと思ひます。

それで大臣、局長がいままで一時間かかつてやつとこれだけ言つたんですよ。大臣どうですかね、これは。

○国務大臣(田中龍夫君) それがお役所のむずかしいところでございます。局長としましては、やはりすり合わせが各省間のできておりませんと、たとえば大蔵省に對しまして、大蔵当局と事前のいろんな交渉というものがあつて程度進んでおりませんと、なかなか出しにくい。これはもう本當に御了解をいただけることであります。またお聞き及びになれば御理解をいただけると、かようなわけでございまして。その辺はどうぞ役所のいろいろな慣行なり手続をいたしまして御了承いただきたうございまして。

○小野明君 大臣、そんな弱腰じゃ、あなたそれではできませんぞ。第一期計画も危ないですよ、あなた。本當にこれは放送大学をつくらうというお気持ちがあるんですかどうですか。もう一回それを聞きたうなりましたね。

○国務大臣(田中龍夫君) それは逆でありまして、不退転の決意を持つて臨んでおります。ただ

役所の事務官同士の慣例と申しますか、手続というものはそういうものでございまして、よく委員の御承知のとおりでございます。私は客観情勢から申しまして、非常に財政窮乏の折でもあり、これに行革という問題がございますけれども、しかし、この放送大学に關しましては非常な情熱を持つて對しておる次第でございます。どうぞ今後ともよろしく御協力をいただきます。

○小野明君 それはもうたてまえも本音もそうであつてほしいんですよ。そうせな何のためにわれわれ審議しておるかからね、これは。大学の法案は通つたわ、予算はつかぬわと、これは何のため――われわれこれにされてゐると同じような、私は半信半疑で審議しておるんですよ、これはね。第一すり合わせとか何とか言つても、削られることを予想したすり合わせのように私は思ふ。だから何ぼ削らうとしても削られないと、そういうかちつとした年次計画がなきゃ、これはあなただけでございまして。どうもその辺が非常にあいまいなんです。大臣言われるように不退転の決意ということなら、これは形の上にもあらわして、せめて第一期の今年度はこれと、今年度はこれと、財政計画も全部閣議に出るんですよ、大臣もその事情は御存じだと思ふんですよ。年次計画をびしゃつとこの委員会に提示をするようにしてくださいよ、大臣どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) そのためにまず最初に、放送大学の母体になります学園というものの成立が前提でございまして、そういうことで、その前提がきちんと相なりましたらば、以下一気かきにいゝんな問題もつと御提示できると思ふんですよ。母体になりますこの問題が一重要問題でありまして、ただいまおほめをいただきたうように不退転の決意は持つておりますけれども、そのいまの母体のところがなかなか困難な問題であることは御承知のとおりであります。しかしながら、開かれた大学といひ、あるいはまた最も近代的な構想としての放送大学といふものは、本當に私は世界的な意味におきまして

非常な新しい進歩的な一つの構想であると、大学という問題に對します一つの理想をいたしまして、情熱を持つてこれに對さなきゃならぬ、かように考えております。

○小野明君 何といひますか、逆に、早く上げてくれ、そうしたらしつかりするぞと、こういうお話ですが、そんなばかな話はありませんよ、あなた。むちゃくちゃな、無責任な審議をするわけにいきませんから。せめて第一期計画とこの文書になつてゐる分の予算規模、事業の規模、それをきちんとして出すことが、これはわれわれに對する説得にもなれば、あるいは大蔵に對する、あるいは行管に對する説得力というものになるんではありませんか。どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) その点は御説のとおりでございます。先生の言われる資料等もできる限りの整備をいたしまして御提示を喜んでいたします。

○小野明君 行管に、実は中曾根長官に来てもらいたいと要請しておつたんですが、管理局長しか来られてないのでこれはなんですが、先にちよつと、余り長く待たしても悪いから。

この放送大学を提案になったときは、もちろんこれは放送大学の最終全体構想といひますか、これらの後年度負担も含めて行管庁としてはこれは承認をしておるわけですね、この放送大学学園といひます。どうですか。

○政府委員(佐倉尚君) いまの放送大学学園、これを特殊法人として設立することを認めました際には、当面いゝゆる第一期計画の範囲内で具体化が進められるということとされていたわけでございまして。私も特殊法人として設立を認めたといふことは、当該法人の設立意義あるいはその目的、事業内容の概要、そういったものが設置形態として特殊法人として適切であるかどうかという点が私どもの審査の対象でございまして、私もはいま申し上げましたように、特殊法人として国との関係等もいろいろございまして、そういうものから特殊法人として設置することが適當であらうと

いうふうに判断したわけでございます。

なお、後年度負担等の問題につきましてお尋ねでございますけれども、この放送大学学園の行います放送大学というものの対象地域の拡大等にかかる将来の計画につきましては、先ほどから文部省からお話のありますように、いろいろな実施状況等の諸般の情勢、あるいは教育技術の問題等、今後文部省を中心によく検討されていく問題だというふうに考えております。

○小野明君 あなたは非常に大事なことをい言ったんだが、この第一期計画を提示されたことは御存じですね。これのみに限って特殊法人設立を認めたと、こういうことですか。

○政府委員(佐倉尚君) ただいまお話のございましたように、設立することを認めた際におきましては、第一期の計画の範囲内での具体化が進められるものとされていたわけでございます。

○小野明君 これはひとつ文部省大学局長、ここに「放送大学の基本計画に関する報告」、これは五十年十二月十七日できている。これが基本計画でございますと、この資料であります、こういう御説明がありました。第一期計画だけではなくて全体計画にも取り組むんであります。もちろんこの放送大学というのは、第一期で東京タワーから電波が飛ぶ範囲というのは知れていますから、むしろ意味はローカルにあると思うんですよ。全体計画に私はウェットがあつてしかるべきだと思う。ところが、いま行管の管理局長が言われるのは、第一期計画に限って認めたなんというの私は初耳で、文部省はどうですか。これは、各省庁の了解、閣議でもこれは通つたと思うんですがね。第一期計画に限ってお得意のすり合わせをおやりになったんですか。どうですか、これは。そんなばかなことはない。局長、どうですか。

○政府委員(宮地貴一君) 最初にもうその点は私から御説明を申し上げたわけでございまして、第一期の計画は関東地域、東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲を対象地域として考えておりますというところで申し上げたわけでござ

います。もちろん放送大学の使命というものが関東地域に及ぶということだけで使命が終わることではないことは当然でございまして、そういう意味で全体構想をどう考えているかと言へば、それは先ほども御説明しましたように、この基本計画に関する報告を私どもとしては下敷きとして考えておりますと、それを下敷きにしまして第一期の計画をこういうぐあいに具体化したものでございまして、このことで御説明を申し上げたわけでござい

ます。ただ、それでは全体をいつまでにどうするかという点については、先ほども御説明しましたが、第一期の計画を実現をいたしまして、そこで出てくる具体的問題についても対応する必要があると、それを踏まえて対応するというところで、その時期はいつかということが衆議院段階でも、全体計画の達成時期をいつと考えるのかという点で、大変いろいろと御議論をいただいたわけでございまして、先ほども申し上げたように、その点は全体の十八歳人口の動向も見ながら昭和七十一、二年のころまでに全体も達成する必要があるというの、私も文部省側で考えております構想としてはそういう対応をいたしておるわけでございまして。しかしながら、これは第一期の計画をまず完成させて、そこでの具体的問題にいろいろと対応しなければならぬ課題も出てまいると、そういうことを踏まえて、先ほども申しましたように全体計画としてはやはり大変大きなプロジェクトでございまして、段階的にかつ慎重に進めていく必要があるというぐあいに考えているということをお説明申し上げたわけでございまして、もちろんこの放送大学が第一期の計画の範囲内だけですべての目的が達成されることは私も決して考えておりません。その点は大臣からも御答弁申し上げたとおりでございまして、ただ、具体的にどうというぐあいに進めていくかということについてはこれからの課題でございまして、ということをお申し上げたわけでござい

ます。○小野明君 局長、あなたは何と言おうとも、この放送大学については第一期計画のみで了解をしておるんです。いま行管の管理局長が言っておるんです。そうでしょう。第一期計画の範囲内にと、あなたはつきり議事録に残っているんだ。どうですか。

○政府委員(佐倉尚君) 私は、いわゆる第一期の計画のみを範囲として特殊法人の設立を認めたというふうには申し上げていないわけでございまして、いわゆる第一期の計画の範囲内での具体化が進められるものというふうに理解しておると。だから、具体化が進められるのが第一期の計画の範囲内であるというふうにはわれわれは了解しているわけでございまして。でございまして、先ほどから文部省の方から御答弁がおりますように、それから先放送大学学園がどういうふうな将来計画につきましまして、あるいはその関東地域等における実施の状況等を踏まえてどういうふうな御判断されるかということ、これは、具体化の問題が進められるというの、第一期の計画の範囲内でございますけれども、それから先の将来の問題につきましましては文部省を中心に検討されるものと理解しております。

○小野明君 それは同じことですよ。あなたは非常に正直に物を言っているよ。予算化され実際の現性のあるのは特殊法人を設立すること、まあ学校給食会ともう一つ安全会を統合してつぶしたから特殊法人一つを設立を認めると。そのかわり、それは予算をつけ具体化するの第一期計画までですと、この範囲と考えると、あなたは正直に説明されておるわけです。ところが、大学局長はいろいろおっしゃるが、全体計画がついてい

は放送大学学園じゃないんですか。大臣どうですか。

○国務大臣(田中龍夫君) 私は先生の御質問がちょっと、それこそ解せないんですけれども、まずそもそも放送大学学園法というものが最初に認められて、そしてその構成ができて、それから今度は第一期の計画のある一定の範囲のつまり放送が開始されて、それから逐次後段の全国放送に向かつて進んでいく。その間には先ほど申しましたように宇宙衛星を使つたらどうかとか何とかといったような構想もありませんけれども、いまのこの放送学園法というものがこれができるといことが、それがその後の計画の母体でありまして、頭が認められなきゃ、しりつぽもできないでしょう。つまり、最初になる頭のところをまず法案として学園法を通して、それで第一期の計画ができて、それからさらに、逐次実施計画が及んでくるのでありまして、全体の計画が全部初めから完成されなきゃならぬというところはそれは不可能なんです。同時に、最初の母体になるこの学園法ができなければだめだし、後の逐次計画もできていかなければ、つまり、最初の頭だけは認めたんだかなければ、逐次成長して目標のりっぱな放送大学というものが完成しないんじゃないですか。最初のいまの第一期計画だけはまずもって、これはもちろん政府全体が、しかもことし突然変異みたいなこんなことを言い出したんじゃない、十年前からの構想で、それで与野党挙げてこの問題については十分に御審議が遂げられてあるはずだと、かように思う次第でございまして、どうかひとつ頭のところの母体だけはとりあえずでも完成させなきゃならぬと、かように真剣に考えている次第でござい

ます。○小野明君 まあ管理局長もあなたも閣議に出ておるわけじゃないんだ。だから私は中曽根長官に求めてもらいたいと言つたんですが、これは合同審査とか何かのとき確かめてもらわなきゃいかぬ問題ですが、大臣、そうすると閣議の了解というのは頭のところだけ、第一期計画のところまでと、こ

うということでは了解をされておるわけですか。

○国務大臣(田中龍夫君) このいまの法案の放送学園の最初の母体ということ、それからさらに次の第一期の問題、つまり言えば、全体の構想は了解ができておるとしても、ステップ・バイ・ステップでいかなきゃならぬものであつて、そのワンス・ステップというものは、これはもうつばに了解もでき、始めておるわけでありまして、それだからここにお願ひに出ておる次第でありまして、私はその閣議で何にも了解もないものを勝手にこういふところへ来て申すはずのものでもないし、しかもその間には十一年という経過がございまして、この点はその内外ともに論ずるまでもない私は最初の第一発と、かように考えておる次第であります。

○小野明君 そうすると、大臣としては全体計画を持つておるが、放送学園というのは全国ネットの放送大学というものを持つておるが、それで進んでおるんだが、第一期計画はまず重点を置いてつくつていくんだと、だから予算もここに黄色の表紙のあるように、第一期計画というものをこれにまず重点を置くんだと、こういうことですね、大臣のおっしゃるの。

○国務大臣(田中龍夫君) さううでございませう。

○小野明君 そうすると、行管庁としては、管理局長としては、あなたはこの特殊法人をつくることと第一期計画について了解をしております、その後のことについてはこれはまた文部省さんがお考えになるでしょうと、こういうことですね。

○政府委員(佐倉尚君) 私が申し上げておるのは、具体化が進められていくというのがいわゆる第一期計画の範囲内だと。将来の計画につきましても、諸般の情勢、いろいろな問題を考慮して文部省を中心に検討されていくべき問題であるといふふうに理解しております。

○小野明君 そうすると、行管庁にもう一つ尋ねるが、この第一期計画はいま説明があつておりますように九十七億と年間経常費四十七億、こういうことになっておるんですね、五十九年までは。

そうすると、完成時七十一年には、この数字もちと怪しいものがあるが、千億圓と三百七十億圓、これが完成時の姿になると、法案には書かれてないけれどもね。こういうことはもうあずかり知りませんと、私どもの知らないことだと、こういうことですね。

○政府委員(佐倉尚君) 繰り返して申し上げますけれども……

○小野明君 繰り返しのようになら言わぬでいいぞ。

○政府委員(佐倉尚君) いえ、私どもは特殊法人として設立することを認めたわけではございまして、予算額等につきましては別途審査する機関がございまして、私どもはこの法人の事業内容の概要、設立の趣旨、目的、そういうものが特殊法人として適切であろうということと特殊法人としての設立形態を認めたわけではございませう。

○小野明君 そうすると、これだけの最終的な特殊法人の姿、千億圓と約三百億圓の経常費というものについては、職員もおれば教員もおる、あるいは設備投資もしなきゃならぬ、だから金がついていくわけですよ。そういう全体構想については関知するところではないと、特殊法人を認めるだけだと、こういうことですか。先ほどは第一期計画までちゃんと認めておるんですね、こう言つておるんじゃないですか。

○政府委員(佐倉尚君) 特殊法人として設立することを認めたわけではございまして、その際に聞いております話は、その第一期の計画の範囲内で具体化が進められていくことを了解しておる。

○小野明君 ああ、そう。

やつぱり大臣、管理局長が言われるのが本当の文部省の本音ではないんでしょうかね。本音であるとして受け取らざるを得ぬですね。それが客観的な事実ですよ、これは。恐らくまあ中曾根長官が出られても同じことを私は言われるんじゃないかと思う。そうすると、いま第二臨調が発足をしておる、こういうことを管理局長に聞いていいのかな

あと私は思うんだけど、総理もああいふふうには異常な決意で財政再建に当たると、臨調のこれは当然対象になる問題だと、こういうふうには思われますわね、聖域はないと言ふんですから。この点についてそれは仮定の問題だからわかりませんと言ふかもしれませんが、あなたの方も第一期計画までは認めておられますと、承知しております、こういうことを言うんですが、臨調にかかれればこれはどうなるかわかりませんと、こういうことになりましようか、どうでしょう。

○政府委員(佐倉尚君) いま先生のお話で、第一期計画までは私どもが認めておるといふお話がございまして、第一期計画を認める認めないといふことではなく、特殊法人として設立することが適当であるかどうかという判断に、その第一期計画、その際に聞いたことは、具体化が進められるのはその第一期計画が現在進行中で具体化していくということではございませう。だから、その将来構想は、それを踏まえて今後検討されていくといふふうに理解しておるといふふうに先ほど申し上げたわけではございませう。でございませう、第一期計画を了承したとか了承しないとかいふのは私どもの立場ではございませう、特殊法人として設立することは適当であろうという判断が私どもの判断でございませう。

それで、第二臨調のことではございませうけれども、これは先生おっしゃつておるように、第二臨調がどういう検討課題についてどのように御検討いただくかは、これ臨時行政調査会自身がお決めになることではございまして、これが取り上げられるか、られないかということは今現在私の口から申し上げる段階ではないかと思ひます。

○小野明君 これ以上管理局長に聞いてもこれはしょうがないことなんで、まあ中曾根長官も臨調答申はこれを全面的に尊重すると、こういうふうには言つておられるんですからね。

そこで、これは田中大臣に聞いた方がいいんですが、これは新たにつくる特殊法人ですから、当然臨調にかけられ、あるいはこの予算規模、事業

規模というものが対象になることもあり得るすよ。この点について大臣は不退転の決意と、こういうこともおっしゃつておられるわけですね。新聞を見ますと、鈴木総理は一千三百億もかかるのかと渋い顔をされたということも新聞に書かれておるんですが、でありまして、不退転の決意でこの放送学園大学を全体計画まで実現をする決意であるかどうか、ひとつ。

○国務大臣(田中龍夫君) 御提案申し上げました文部省といたしましては、本件は、再三再四申し上げておるうちに、過去十年來の一つの文教行政の理想でございませう。そういうことから申しまして、われわれといたしましては、この新しい時代に即応した開かれた大学といたしまして放送大学の成立をあくまでも念願をいたしておる次第でございませう。

○小野明君 念願という言葉は大変弱いわけですね。大臣は、七一年の最後の全体構想がまとまるまで、そのころは文部大臣でないかもしれませんが、それまできつとひとつ不退転の決意で進んでもらいたいと思ひますがね。

そこで大学局長、どうもいまの第一期計画まではとにかく一生懸命進むと。そうすると第二期計画というものは七一年全体構想が終わるまでということになるんですか。大学局長どうですか。

○政府委員(宮地貢君) 先ほど来御説明を申し上げておることでございませうが、第一期計画として東京タワーからテレビ、ラジオ電波が到達する範囲内を対象地域といたしまして、この放送大学の施設に入つていくということと計画を御説明いたしておるわけではございませう。その理由につきましては、なぜここからスタートするかということにつきましても、先ほど御説明をしたわけではございませうが、人口が非常に多いということ、あるいは多様な人口構成を持つておるわけで、今後の拡大計画に必要な資料が得やすいということ、あるいは既設の東京タワーを利用できるために電波網を整備利用する経費が大きいからなにか、いろいろの先ほど御説明したわけではございませう。

その第一期の計画を実現いたしましたして、

〔委員長退席、理事大島友治君着席〕

そこで全国に広げるに当たつて必要な実施上の具体のいろいろ事柄についても第一期の経験を踏まえまして、それをもとにいたしまして全国に広げるに際してのいろいろな資料といひますか、事柄について解決を要する問題点も、学習センターとの関係でございますとか、そういう実施の具体に当たつてのいろいろな課題がございましょうし、それらを十分踏まえまして、全国に広げるに当た

つては慎重に段階的に広げていく必要があるというのが私どもの考えている考え方でございます。その上でこの放送大学が国民全体に広く受け入れられるということがもちろん必要でし、また教育の機会均等というような観点からも、全国の方々に教育の機会を広げるという使命を果たすためにも、全国に広げていくことは必要なことでございまして、それについては第一期の計画が完成をしまして、その後でどういう着手の手段や方法でやつていくかということはこれからの検討課題ということになるわけでございます。私どもとしては、それらを、第一期の計画を十分踏まえて慎重にかつ段階的に広げていく計画を練らなければならぬ。まずはそういう意味でも、この第一期のこの計画を実現させていただいた上で全国の計画のことに対応するものでございますということを先ほぐと来御説明をいたしておるわけでございます。

○小野明君 第一期第一期と言われるから、いまの行管の管理局長の言うように、あとは切り捨てるんだという疑いが非常に濃厚になつてくるわけですよ。

そこで、私がお尋ねをしたいのは——第一期計画はわかつている、これは。先ほど予算も、本当は文書で出すべきだが、口頭でやつとあいまいなものをお出しになった。——あいまいと言つてはいいんですが、一応出たわけですね。第一期まではわかる。しかし、この放送大学学園の法案は、第一期計画と同時に、完成時は全国と、これを持つものでなければ私は意味はないと、こう思うん

ですよ。

そこで、完成時の全国の事業規模といいますが、

「放送大学の事業規模の試算」というのが基本計画に関する報告の中にございますね。先ほどあなただも、これはまだ下敷きで生きておるんですと、こういうふうにおっしゃった。これは、全体計画というの、これを見てしか知る以外にございませぬ。これだと、全体計画はこの中に含まれていると、こういうふう理解をしてよろしいんでしょう。

○政府委員(宮地實一君) 先ほどもその基本計画に関する報告のことについて御説明をいたしたわけでございますが、おっしゃるとおり、これ以外のものがあるかというお尋ねでございますと、これ以外のものを持つているものはございません。ただ、これが全体計画の下敷きということで大変重要な参考資料になるということとはもとよりでございますけれども、しかしながら、それじやこれが全体計画であつて、これで固まつたものかというお尋ねでございますと、それはやはりそうではないということもひとつつけ加えて申し上げさせていただきます。

○小野明君　そういうことでそれはいいと思います。これは見出しにも書いておりますから。これがしかし基本になることは間違いない。

そこで、三十六ページには「第一期事業完了時最大規模」ということで、送信所十三、地方センタ―三百二とずつといういろいろ書いておりまして、「完成時最大規模」というものもずつと、完成時の最大規模ですから多少落ちるかもしれませんが、それでも、昭和七十一年をめどにこしらえてい

くんだと、こういうことになるわけですね。よろしいですか。

○政府委員(宮地貫一君) 先ほど来御説明していただいておりますが、なお、いまお示しの基本計画に関する報告の三十六ページの表の点でちよつと申し上げますと、この表は、御指摘のとおり、「完成時最大規模」の表と、「第一期事業完了時最大規模」と書いてあるわけでございますが、

ここに書いてございます第一期事業と申しますのは、実はその備考欄にもございますように、ブロックごとには、東北、関東、東海、近畿、四国の五ブロックを対象にしているということがございます。

〔理事大島友治君退席、委員長着席〕

私どもも、具体の予算の点で御提案し、御説明申し上げております第一期計画と、この五十年の、ここ五十年に第一期計画、「第一期事業」と書いてございますが、その点とはずれがあることだけはちよつと御了承いただきたいと思います。

○小野明君 その点は、この五十六年一月に出されたものが第一期計画だと、こういうふうに修正をなさつておる、こういうふうに思います。

そこで、全体計画をあくまでも目指すということであるならば、ここにながつております最大規模の資本的投資額の数量ですね。地方センター、あるいは各ブロック地方事務センター、学習指導センター、実習センター、演習センター、ビデオセンター、あるいはその他学生数の比例的経費というものがございますが、大体この数字によって全体計画を構想しておる、こう理解してよろしいですね。

○政府委員(宮地實一君) 私どもただいまのと
ろ、よりどころとしておりますのは、この基本計
画に関する報告をもとにいたしまして、いろいろ
作業は従来やってきたわけでございます。したが
いまして、ただいまの点で申せば、全体構想のこ
れは一つの試算でございますけれども、こういう
ものもございましてということになるわけでござ
います。

○小野明君　　こういうものもございいますというところでは、私は非常にいかぬと思います。大臣、先ほどあなたがおっしゃるように、第一期計画をつくつて、あくまでもこういう全体計画に臨むのだ、これをやるんだと、こういうふうにおっしゃつたと私は思いますが、この基本計画に従つて全体計画をつくるのだと、こう理解してよろしいですか。

○國務大臣(田中龍夫君)　実務上の問題がござい

ますから、局長からお答えさせますが、たとえば全体計画の中で、私は放送計画の中で考えましても、宇宙衛星を使うか使わないかだけでもずいぶんの開きが計画に出てくとも思っています。また、年次別にもそういう問題がいろいろ出てくると存じます。具体的には局長からお答えさせます。

○政府委員（宮地貢一君） 先生御指摘のとおり、基本計画の考え方としては、対象地域の拡大に当たつての原則的な考え方としては、私どもこういう考え方が適切なものであらうと、かように考えております。

ただいま大臣からも御答弁を申し上げましたように、ただ五十年当時の状況と具体的に變化のあ
る点は、たとえば放送衛星の利用問題等が、具体
の問題としては、検討課題としてどうするかとい
う問題があるわけでございまして、そういう状況
の變化に應じた全体計画の進め方というものの
については、今後十分検討しなければならぬと思
っております。

○小野明君 先ほどから大臣は、放送衛星云々と、
 こういうふうには言われるので、電波局長に来てい
 ただいておりますが、これは大学局長、この全体
 計画を試算する場合は、調査研究会議は、地上に
 よる電波網の整備計画ということになっているの
 ですよ。ところが放送衛星を打ち上げるとい
 うことになりましたと、これは経費がこちらの方が安
 くなるんじゃないか、私はこう思います。ですから、当然事業の試算としては、この両方の試算が
 私はあるてしかるべきだと。両方の全体計画の試
 算をすべきだ、それがなければ私は不親切だと、
 こう思います。そこで、大臣が先ほどから、放送
 衛星云々ということをおっしゃるから、全体計画
 をあえておやりになるというのであれば、放送衛
 星を使った場合、あるいは電波網の整備計画、地
 上ネットによる場合、私は二通りの計画をつくる
 べきだというふうに思います。

そこで局長、放送衛星の打ち上げ、利用の見通
 し、その計画について説明をいただきたいと思
 います。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

放送衛星は一つの電波で日本全土をカバーできるといふことで、将来日本全土を対象とする放送を行うといふことを予定しております。学園の放送に利用する場合は非常に有効であるといふふうに考えておるわけでございますけれども、現在のところ、放送衛星の計画でございますけれども、私も五十八年度冬期と申しますか、五十九年二月にBS-2という放送衛星を打ち上げる予定をしておりまして、これはもう計画も非常にロングプロジェクトでございます。すでにNHKの難視聴解消ということに予定しております。

したがって、放送大学学園の利用といいたしましては、いま申しましたBS-2の次に、まだ確定しておりませんが、恐らく昭和六十三年ごろに打ち上げる予定しております。第二世代と申しますか、BS-3というふうな言い方もしておりますけれども、これ以降の放送衛星で大学学園の放送に利用するかどうかというふうな、時点的に申しますと、六十三年以降に利用するかどうかといふことが予定されるというふうな考え方があるわけですが、この利用につきましては、やはり文部省その他関係省庁と十分相談しながら、緊密な連絡をとりながら進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

それから試算でございますけれども、この計画、放送大学学園法案は、元来昭和四十四年以来計画されておるわけでございます。郵政省といいたしましても、その当時は地上のことしか考えていなかったわけでございます。それでテレビ二系統とラジオ一系統を全国的にカバーするというようなことで、地上方式でございますと、一応送信所を二百カ所予定しまして、それで現在試算しておる。その数字が五十年年度試算の価格で載っておりますことでございます。

○小野明君 そうすると、六十三年以降にBS-3ですか、いまおっしゃった中に放送大学に利用

できるかどうかといふようなあいまいな言葉がありました。どういふことなんでしょうか。放送大学に使うものという表現ですかどうですか、これは。

○政府委員(田中眞三郎君) お答え申し上げます。

BS-3と申しますか、第二世代の放送衛星でございますけれども、これといふふうな利用の仕方をするか、NHKのほかにも放送大学学園用あるいは民間放送等の利用にもたえ得るかどうか。その辺のことで、実はBS-3にまだ何チャンネル乗せられるかといふようなことも技術的には、最終的には決まっております。現在のBS-2は二チャンネルということになっておるわけですが、三チャンネルないし四チャンネル乗せられるであろうといふようなことで、第二世代の放送衛星にどういふ番組を乗せるかといふことは、私どもの省内にも設けました第二世代の利用のあり方についてということで検討しております。また検討中であるということ、ちよつと不分明に聞こえるかもしれませんけれども、先生の方に申し上げたわけですが、私も放送衛星を利用し、推進する郵政省としては、最初申し上げましたように、放送大学学園の放送に利用していただければ非常に有効なものであるという考え方は持つておる次第でございます。ただ、そうするといふことは、まだそういう研究会議でも、あるいは文部省さんとも特に詰めたわけではないと、ただ私どもとしては大変有効でございます。それから、この場合送信側として非常に有効であるわけでございますけれども、やはり地上で受ける場合には、現在の地上の受信設備だけでは十分でないといふことが、アダプターをつけるといふこと、パラボラアンテナをつける等の必要性もございまして、それらの普及状況等々も当然考慮に入れなければいけないうようなことで、まとめますと、そうすることに集結しているわけではないので、多少不分明に聞こえるような御返答をしたわけでございます。

○小野明君 それではよくわかります。

そこで局長、全体計画に力を入れるならば、当然いまの放送衛星の問題も、六十三年、いわば第一期済んだ後のいよいよ全体規模に広げる際の問題ですから、早急にこれ煮詰めておいてもらいたいと思ひます。というのは、調査研究会議では地上ネットになっていきます。当面第一期では送信所十三ですか、になつていきますけれども、当然この放送衛星を使うといふことになれば、それに伴う全体計画を出してもらいたい。五十年価格ですから、これはおかしいじゃないかと。新しく審議が始まるおけるに、五十年価格でこの全体計画を出すといふのは、いかにも国会議員をばかにしておるじゃないかと実は衆議院の湯山議員から質問がありまして、五十四年度価格に引き直したものがございまして、大臣、きのう質問取りに来て、きのうそれがありませんといふことを言つたんですよ。不親切きわまりない。それで質問取りに来たのは、こういうものもございまして、このことで、きのう私はもつたんですよ。これは官房長が何か知りませんが、大臣、われわれ文教委員に対する文部省の役人というのは非常に不親切ですね。こういう審議に必要なものを、質問取りに来てきのうくれるなんていうばかなことありませんよ、これは。『ばくらももつたんですよ』と呼ぶ者あり。もつたんですよ。でたためですよ、これは。だから、やつぱり大臣ね、これは園田厚生大臣も、保険局長についてはきちつと処分するとか何とか、きちつと役人の姿勢を正すといふようなこともおっしゃつておられるようですが、文部大臣もひとつその辺を、国権の最高機関、しかも文教委員の籍にあるわれわれに對しても、こういうものをきのうになつて配るなんていうばかなことありませんよ。非常に私は不愉快です。

そこで、この試算のものを持ってきたんですよ。きのう、ありますからと言ふから、きのう持ってくるかと思つたら、けさ持ってきたんですよ。五十四年度試算をしたものを、全体計画を持ってきた。これを見ると、五十四年度価格は消費者物価指数を用いた。五十年度を二〇〇として五十四年度一七、これは総理府がよくする統計数字です。しかし、この全体計画、これは不動産もありませんよ。消費者物価を用いたといふ試算だけ持ってきた。これは、こういう不動産があり、あるいは素材があるといふことになる、消費者物価だけの試算で正確なものになるかどうか、なり得ない。これはもう子供が考えてもわかる。五十年度を一〇〇にして、消費者物価一七七だから、全部を一〇〇分の二七掛けただけだ。そんなばかな全体計画の試算なんて私はほかの役所じゃ考えられぬと思ひますよ。これは土地代から、当然資材ですから卸売物価、しかも消費者物価たるや一二七でとつていますが、私調べてみました。何が二七になつておるかと思つたら被服なんですよ。着るものですよ。光熱、住居、食料は、それ五十四年度で見ると一七八、二二二、二二九、総合で一三八なんですよ。着るものだけが二七なんですよ。五十年年度価格を一〇〇として、消費者物価一七七ですから、その数字を使つてこれ出しておるんですよ。そんなばかな試算の出し方ありませんよ。こういう全体計画をわれわれの前に示すなんて、これはもうわれわれ議員をばかにするのにははだしと私は思う。だから、この全体計画は試算を、もし全体計画まできちつとやるという大臣の御決意ならば、第一期で終わるといふなら話は別です、これは。この点は理事会でもきちつと第一期計画でやるのか全体までやるのか、まだあいまいなところがあるから、後ほど機会もあると思ひますから、連合審査でも。私は、大臣は全体計画までおやりになるといふなら、この五十年年度の事業試算といふものはきちつと計算を直してもらいたい、そしてわれわれの審議に提供してもらいたいと思ひます。

私は与えられた時間はこれだけです。またこれは後日私にも質問の時間があるようですから、本日は十分の一ぐらしか質問しておりません。

以上で私の質問を終わりますが、資料を出すか

どうか、最後に大臣にちよつと……。

○国務大臣(田中龍夫君) それは当然なことでございますまして、何しろこの法案の生殺与奪の権を持つていらつしやいます委員会でございますから、われわれといたしましては、あくまでも誠心誠意、懇切丁寧な資料なり、あるいはまた御要望に沿わなければならぬ。本当にその点は、不備な点は私がかかりまして陳謝をいたす次第でございますが、今後ともどうぞよろしく本法案の成立につきましてはお願いを申し上げます、最後といたします。

○小野明君 終わります。

○高木健太郎君 私初めてなりましたので放送関係のこと余りよくわからなかつたわけですが、いまのお話を聞いてみると大変不安になります、本当に最終までやるつもりでやりになるのかどうかが大変不安な気持ちになります。そういう意味では、ぜひ全体の案を幾つかあればその幾つかをお出しただいて、そして私たちにお示しいただきたいと私からもお願いを申し上げます。

お聞きしていると、先ほど局長からは第一期が終われば段階的にとのお話でしたが、放送衛星を打ち上げるとなれば段階的という言葉はないわけでございますし、一体どちらの方に重きを置かれておられるのか、あるいはどのような筋道を考えておられるのか、そういうことをぜひお知らせいただきたいと思います。

第一期のことは一応やってみてからというお言葉もあるようですが、これはある程度第一期というのはテストのような気持ちがおありになるのかどうか、その点をお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(宮地貢一君) 第一期の計画についてのお尋ねでございますが、放送大学というものがこれは従来なかつた形のもの新しく、そういう意味では全く画期的な事柄であると私どもは考えているわけでございます。したがって、全体的に従来いろいろと関係者にも案を練つてきていただいて今日に至つておられるわけでございますけれども、なお具体の実施の点になりますと、学習セン

ターと全体の放送番組との調整、学習センターでの面接指導の担当者との連絡調整をどういうぐあいに具体的にやるかとか、実施上のいろいろな問題は、カリキュラムの組み方一つにつきましても、どういう形になるのか、現実実際に担当する教官、スタッフの方々にそれらの点を御検討願ひなければならぬ点もいろいろあるわけでございます。そういう意味で、私どもとしては、先ほど御説明したようないろいろな理由もございまして、まず第一期の計画を関東地域、東京タワーからテレビ、ラジオの電波の到達する範囲内で実施をするということ、この案を今日まで練つてきておるわけでございます。

テスト的なことかどうかという、いまお尋ねでございますが、こういう放送の分野についての、先ほど放送衛星のお話もあつたわけでございますが、放送衛星の問題でございますとか、さらにこういう放送関係の分野におきま技術革新が非常に目まぐるしいといひますか、そういういろいろな情報の伝達手段としては、いろいろとこれからテレビ、ラジオに限らず、それ以外のいろいろな態様というものがさらに予想されるような問題もございします。もちろんただいまの計画ではテレビ、ラジオを通じての放送大学ということでこの具体の案を練つておられるわけでございますが、それ以外のそういう技術革新に伴います情報伝達手段をどう教育の面で取り入れていくかというような課題も、これは今後なお十年先にならうという事態になるのか、ちよつと私どもも想像できないような事柄もいろいろあるかと思ひます。これからの技術革新の面がどのように受けとめられるか、そういう点なども将来の考え方の中にはどう取り入れられていくのか、そういう面も考えていかなければならぬ分野であらうかと思つております。そういうことも踏まえまして第一期の計画が実現を見て、お話しのように衛星を使えば一度にできるから段階的ではないいんではないかといひま御指摘もいただいたわけでございますが、私どもとしても、その辺についてはまだ関係省庁とも十分

御相談を詰め、いろいろ検討課題はまだまだたくさんそれ以外にもあらうかと思つております。そういう問題点を十分踏まえながら、それ以後の態様について取り組んでいきたいと、かように考えているところでございます。

○高木健太郎君 そのことにつきましましてちよつとお尋ねしておきたいんですけれども、現在もう非常にビデオが発達しておりますが、たとえ関東地方でやりになるとしましても、それをビデオでとるぐらひはこれはもうわけはないことでございますし、とつたからといってこれは罰せられるわけでもないのだらうと思つたのです。そのビデオを各大学あるいは地方の大学まで回して、そうして各地方の大学でそれを検討していく、あるいはそれを一応授業に使つてみるとか、そういう方法も考えられるのじやないかと思つたわけです。そういうこともひとつお考えかどうか。

それから、たとえばそういう地方で大学に入学しないと、入学しないけれどもある科目だけ専攻としてやつてみる、それで授業料が、たとえば専攻のときにはある一科目だけという場合には安くなるのかどうか知りませんが、そういうことで履修の証明書なんというのはいくらでかどうか。そういう、いわゆる各地方に放送で得られた資料を各大学あるいはその希望者がそれを利用してやるといふ、そういう方法はお考えじやないでしようか。実際、先ほどの参考人のお話でも、放送衛星を使うということは非常に学問が画一的になるというお話もございました。これは非常に危険な一つの例でございますけれども、であるならば、そういう学問法が通つて放送をやり始められた場合には、そのビデオを各大学に回して、その批判なり、あるいはそれをもつて教育をしてみたときの影響なりをお考えになる、そういうことをおやりになる気持ちはいかがでしょうか。

○政府委員(宮地貢一君) 一般論としてお答え申し上げますけれども、放送大学の整備については具体的に、たとえば整備が行われるまでの間の便法というような形でビデオテープを使

うというような考え方はどうかという御指摘は前にもいただいております。確かに検討してみなければならぬ課題と、かように考えます。

問題は、放送大学の事業として行うということになりますと、スクーリングの問題等、具体的にそれをどうこなしていくかといひうようなことが、現実の課題としては、対象地域外でやる場合にそれをどう取り上げていくかといひうようなことがいろいろと検討課題として出てきうかと思ひます。

先生の御指摘は、放送大学以外のところで使うことも検討してみようかといひうような御指摘のように承つたわけでございますが、それらについても、実際の個々の大学がどう受けとめてそれを実施するということになるのか、それは、この放送大学とほかの、たとえば地方の国立大学との間でどういふ話し合いになるかといひうような個別、具体的問題に入つてくるわけでございます。そういう事柄についても検討課題ではあるかと思ひますけれども、具体的に、ただいまそれについてすぐそういう方向で実施ができるものかどうか、その辺についてはなおよく検討はいたしてみたいと思ひます。現実の問題としては、放送大学と個別の大学との話し合いということがなければ現実問題としての処理がでないわけでございますので、そういう御提案の点も検討はいたしたいと思ひますけれども、個別の御相談に待つしかないんではないか、かように考えております。

○高木健太郎君 いや、私申し上げたのは、そういう意味もありまけれども、一般の大学における講義というのは聴講生とかその他の認可を得なければそこに入れないわけなんですけれども、放送というのは非常にオープンなものですからして、それをビデオに撮つてくるのは一向差し支えないんじやないか、これをとめることは私はできないんじやないか。どの程度オープンになつていくか私知りませんが、その資料を使うということについて何か制限をおつけになるつもりはあるか

うという御指摘は前にもいただいております。確かに検討してみなければならぬ課題と、かように考えます。

どうかということです。

○政府委員(宮地實一君) 放送されたものを自分で使用するというか、自己使用についてビデオを撮るというようなことについて何ら制限がないことであろう、かように考えております。

○高木健太郎君 大学とかそういうところで一つの教材に使う、ある程度それによって討議をするというようなことも差し支えないかということな

○政府委員(宮地實一君) 放送大学の具体の教材その他をよその大学などで具体的にどう使うかという問題になりますと、やはり著作権法上のいろいろ具体の問題は出てきうかと思ひます。それらについても、もちろん著作権法上のいろいろ具体の処理の問題としてはあろうかと思ひますけれども、それはそれといたしまして、実際にそういう問題について、放送大学とほかの大学、地方の大学との間でいろいろ具体の御相談がありまして、そういうやり方をしてみるのはどうかということであれば、それはそれとして取り組むべき事柄ではないか、かように考えます。

○高木健太郎君 そういう著作権の問題はあるうかと思ひますけれども、同じ国立であつてこういう放送というオープンシステムのお使いになるという場合には、放送大学が進んでそういうオープンなシステムをおとりになる、学問が開かれたものであると言ふならば、それに制限を加えたり、あるいはそれは許可がなければ使えないとか、そういうかた苦しいことを言えばこれは広げられないやないか、もつと、放送大学が法ができて放送を始めたというならば、どこでも批判してくださいという態度でなければクロージドの大学になつてしまふやないか、そういうことを私は言つておるわけです。

○政府委員(宮地實一君) 放送大学の放送そのものは広く学生に限らずだでも視聴できるわけでごいまして、一般視聴者からいろいろ意見を言われた際に、それを放送大学側でどう受けとめるかというような御質問も前にいただいたわけ

でございます。やはりそれは、学内組織としてしかるべき委員会ですういう意見を受けとめることが必要ではないかということをお願いしたわけでございます。

放送大学の放送なり事業そのものを、私どもも決して、ほかの大学に対していわゆる閉鎖的な対応で臨むということは考えられないところでございまして、御指摘のような放送大学の教材そのものが広く公開されるということはもちろん望ましいことではございまして、また、そういうほかの大学等からの批判と申しますか、そういうものもあれば、それをまた放送大学側におきまして受けとめるためのいろいろ具体の対応ということとは考えられてしかるべきことではないか、かように考えます。

○高木健太郎君 私が言うのは、地方局をこれから二百ぐらいつくっていく、あるいは放送衛星もおつくりになる、それはいいですが、第一期をつつてみて、いろいろ悪いところは直していくということでは第二期にかかれるような印象を受けたいわけでは、そういう意味では、もう一つの方法として、ビデオというものを各大学に、地方に回してそこでやらしたならば、もう一つ第三の方法としてこの放送大学が生きてくるんじゃないか、そうすれば第二期をお進めになるときにそれが非常に大きな参考になるんじゃないか、こういう意味で申し上げておるわけです。

○政府委員(宮地實一君) ほかの大学で教材としてどう使うかという具体の問題はいろいろと具体の処理として、大学のカリキュラムの中にどう取り込むかとか、そういういろいろな事柄として処理しなければならぬことはいろいろとあろうかと思つております。放送大学の応け方といふことも、地域的な広がりやを考へるための一つの手だてとしてビデオをどのように使つて考へるかという問題になりますと、その点は、ビデオカセットをつつてそれを広く一般の使用に供するということはもちろん考へるわけではございまして、放送大学の事業そのものとして第一期の対象地域外に広げる

際に考えますと、学習センターなり面接授業の問題をどうこなしていくかとか、そういう具体の問題の処理のことが、また具体的にどう処理をしていくのか、そこを考へていかなければならぬ課題というものはまた出てくるのではないかと、かように考へております。いずれにいたしましても、なると考へて一般にこの放送大学が利用されるために、たとえば、御指摘のビデオカセットの作製そして、それが広く利用されるように考へるといふことは一般論としてはもとよりのことであらうか、かように考へております。

○高木健太郎君 スクーリングというのは、そのように人と人と触れ合ふということをやろうという意味でお考へになつていふと思ふんですが、スクーリングであつてもテレビに撮れないことはいわねんでして、テレビがいいということになればスクーリングだつて撮つておいてもかまわないんじゃないか。だから、それをずっと広げていくと本当の意味の放送大学ということになるわけですから、もしもスクーリングの方が大事でということであれば、やっぱりテレビというのは余りよくないとか、そういうことも起こり得るわけなんだから、私は何も講義だけをそのようなビデオに撮ると、スクーリングの方はこれは本当の人と人との触れ合ひだから、これはもう放送では得られないことである、そういうふうには考へるのも妙じゃないかと。もうスクーリングも何もかも撮つてしまつて、それを全体の批判に仰ぐというふうなことが第二期に進むまでの一つの方法じゃないかと、そういうふうには思ひます。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘のように、この放送大学をなるべく早く全国的に広めるために、具体の施策としていろいろ考へられる点は私どもも考へていかなければならぬ課題であらうかと、かように考へます。

いま御指摘のスクーリングを含めてビデオカセットで撮つたもので広げる方法というふうなことでも考へられるのではないかと御指摘もございしましたが、そういうような御指摘も、今後具体

の施策を考へていく際には私どもとしても十分検討をさせていただきます、かように考へます。

○高木健太郎君 スクーリングではそのほかに実習というところもあるようございしますが、そういう実習、実験でも最近はそのような実習、実験の準備として実際にやつていふところをテレビに撮つて見せるとか、物理でも化学でももう見せていることではございまして、もう一度、まあ全部というわけにはいかないでしょうけれども、ある程度のもものは全部ビデオにおさめて、どういふことをやつていふのかというふうなことを見せて、全体大学陣のそういう教師たちの一つの批判の道具にしておくと、それが第二期に進むときに非常に大きな効果がある。もうビデオだけでいいということであれば、何も各地方にたくさんつくらなくてもそれで済むんじゃないかという気さえるわけですね。だからこれは、人工衛星とか、あるいは地方局をたくさんつくるとか、それは時間的に同時になるでしょうけれども、何もビデオで撮つて一日おくれだつて決して差し支えないことじゃないかと。そういう意味では、そういう第三の方法もひとつお考へになつてはいかぬものか、こういう意味で申し上げるわけです。

○政府委員(宮地實一君) 御指摘のビデオカセットそのものは私も放送大学そのものとしてもカセットそのものはつくつて、それを印刷教材と同じような形で一般に市販されるということは当然に考へられるわけではございまして。地方の方々がそれを利用して学習をするということももちろん当然に考へられます。問題は、大学の正規の学生として登録をする手続でございまして、か、そういう形になつてまいりますと、いろいろ御指摘の点ではスクーリングの点もビデオカセット化できるではないかというお話もございましたが、やはり正規の学生としての登録その他の手続ということになりまして、ビデオカセットという方法だけで済まされるのかどうか、その辺もやはり検討はしてみなければならぬではないかと思つております。一般論として放送の日時にはかわりないわ

けでございまして、ビデオカセットを市販されて、それで勉強する方々に対してはもちろん便宜を図ることは当然のこととございまして、またそれを具体の大学の組織体の広げ方としてどう考えるかということもそれは御指摘の点としては出てまいりる点であらうかと思いますが、大学の組織そのものの広げ方としてどう取り組むか、そこにはまたいろいろと検討課題も出てまいりるのではないかと思います。それらは具体的には今後検討させていただきたい、かように考えておるところです。

○高木健太郎君 大学の学生になるところは、結局何かある資格なり免許証がもらいたいということとございまして、午前中のお話でもちよつとあつたように、これが真の意味の文化国家をつくるんだ、国民の文化のレベルを上げる、本当に学問を愛するんだと、こういうことであるなら、何も私、学校へ入らなくてもいいので、そういう人たちは何もわざわざ忙しいのに出かけていなくても済む。しかも、そういう方法をとれば、非常に大きな金を使わないでも、あるいは行革の方が今後第一期が済んだ後、やつぱりだめだから人間をふやさないとか、お金もこれ以上出さないというようなことにもなった場合、そういう場合に備えてでも、これを第一期のときに十分ひとつ検討を重ねておかれるということが私大事じやないか、こういう意味で申し上げるわけです。よろしうございませうか。

それじや次ちよつとお聞きしますが、お出ししましたあれとはちよつと順序が違つたと思ひますが、教官の任期制についてひとつお尋ね申し上げます。

午前中もちよつと申し上げましたように、これから任期制というのを考えになった理由というのは、私の想像では余り同一のあるいは同一傾向の教官がそこで教えているということはそういう色がつくんじゃないかと、いろいろ御心配になつていらっしゃると思ひます。そういう意味で、それ間違ひましたら、またその点も御訂正願ひますが、そういう任期制をやるのは私はほかの大学

でも、現存の大学でも、あるいは研究所におきましても、任期制というのはアメリカと同じようにとるのが非常に望ましいことではあると思ひます。また勉強しなければ、もう研究もないという者はもうそれでやめてもらうというぐらゐの厳しさは教官にとつて私非常に重要なことだと、それはまた学部学生にとつても私非常に重要なことであると思ひます。ところが、実際にはこれなかなか運転できないんじゃないか。この任期制をおとりになるといふことについてどれぐらゐの自信と、それからどれだけの受けざらをお考えになつてこの任期制というものを考えになつたのか、その点をひとつお聞きしたい。

もう一つは、任期制をやつて五年でおやめになるとか四年でやめられるという場合に、その退職金とか年金というものはどういふようにお考えになるのか、そういう点をひとつお答えいただきたいんです。

○政府委員(宮地眞一君) 任期制を考えました趣旨というのは先生御指摘のような事柄が基本でございまして。放送を通じて国民にすぐれた講義を開放するというためには、特定の教員が永続的に放送大学の教員の地位を占めるということが適当かどうか。そういう点が基本的にございまして、全国にわたつてましてトップレベルの教員が適宜参加できるというような体制をとるということが望ましいんではないかということで考えたわけでございます。

問題は、それでは任期制ということどう多く本当にローテーションをするのかどうかというお尋ねでございますけれども、その点についてはまさにこれは具体的に個々の教官の方々につきまして、それこそ国公立の既存の大学との間の協力関係というものがうまくいかなければ――御指摘のように本当に任期制を考えたのは確かにメリットもあるけれども、実際に本当に回転するかどうかという点で、現実の問題でいろいろとまた壁もあるということも、私どももそのとおりであらうかと思ひます。しかしながら、私どもは各関係の大

学関係者の御理解と協力をいただきまして何とかこの任期制がうまくローテーションするように、その点は放送大学と関係大学との間の円滑な協力関係が成り立つということが前提でもございまして、それがうまく回転するように私どもも極力努力をいたしたいと、かように考えております。

それから具体的問題で年金その他のお話でございまして、国立大学の教官として在職いたしました期間というのは国家公務員共済組合法が適用されまして、片や特殊法人放送大学学園の教員として在職した期間は厚生年金保険が適用されるという仕組みにこれはなるわけでございます。そして、その期間を合算して二十年以上となる場合には通算の年金制度の趣旨に沿つて、それぞれの制度から年金が支給されるという仕組みにならうかと思ひます。これは地方公務員等共済組合法が適用されております公立大学の教員、あるいは私立学校教職員共済組合法が適用されております私立大学の教員が放送大学学園の教員となつた場合も同様の扱いにならうかと思ひます。

それからもう一つは、国公立大学の教官が任命権者の要請に応じまして特殊法人の職員に転出したときには、その転出の日から五年間は引き続き国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の組合員とする道も開かれておるわけでございます。放送大学の教員についても同様の措置を講ずることが可能でございまして、私どもとしては、そういう措置を、具体的には政令で措置をする問題でございまして、同様の扱いを考えてまいりたいと思つておるわけでございます。

それから、退職手当の問題でございまして、退職手当は文部省所管の特殊法人で申しますと国家公務員等退職手当法施行令第九条の二の特別法人に指定されておまして、この特殊法人の退職手当に関する規定は国家公務員との通算関係を規定することによつてお互いに通算をするということになつております。したがつて、これは退職手当につきましても相互に、国公立の教官からこの特殊法人の放送大学学園の教官になりまして、もそれ

は通算措置をとるといふのが基本的な考え方でございます。

○高木健太郎君 その任期は大体何年でございましてしょう。教授、助教授、助手みんな同じでございませうか。

○政府委員(宮地眞一君) 任期の期間については御検討いただかなければなりませんが、一般的に言へば五年程度が適当ではないかというぐらゐに考えているところでございまして。

なお、教授、助教授等で任期の期間を同じにするか、別途定めるべきか、それらの点についてもなおそれは検討課題であらうかと思ひます。

○高木健太郎君 任期制というのはよく言われることとございましてけれども、いままでは少なくとも一回もうまくいったことはない、そういうふうに非常にむづかしい面があると思ひます。りつぱな人であればあるほどなかなかそれは得にくいし、また、一度位置を離れますとそこへ戻るといふことはほとんど不可能であるということとございまして。そういう意味では、この任期制のときに、たとえば放送大学の人は客員教授であると、一年とか二年とかたとえば外国に留学させたときのよきな客員教授的な一つの考え方、そういうものはどうお考えでございませうか。

○政府委員(宮地眞一君) 御指摘のような客員教授という考え方ももちろんこの放送大学についても当然に考えるわけとございまして、形といたしましても兼任という形になるかと思ひますけれども、客員教授ということと関係者に御協力をいただくということも当然に予定いたしておるところでございます。またそうでなければ本当にりつぱな方々に御協力をいただけたらという点がなかなかむづかしい点もあるかと思ひます。そういう点では客員教授も含め、要はりつぱな先生方にこの放送大学の専任であれ、客員であれ、そういう形で御協力を賜つて、内容的にすぐれた授業内容が確保できるようにするということが成功させるための非常に一番大事なポイントではないかと思ひます。そういう点で、教

官の確保についてはなかなかむずかしい面もございまいしうけれども、そういう客員教授を活用するとか、いろいろあらゆる手だてを考へまして努力をしなければならぬ点であらうかと、かように考へております。

○高木健太郎君 そのときはもちろん、いわゆる正規の専任の教授として客員教授をお雇いになるわけで、非常勤ではないわけですね。そつちはどうなんですか。

というのは、先ほどお話もありましたように、まあ行革の問題もあるし、定員をこれ以上ふやしていくというようなことは非常にめんどろなこともあらうかと、しかもいい人を得たい、こういう両方から責められておるわけですから、それを何とかして成功させるためにはそのような措置を講ずる方がいいのではないかと、こういうふうに思うわけですね。

それからもう一つは、その設備あるいは施設は共同に利用するように自分たちは考へていてとおつしやるわけですけれども、任期制にしましてその人がどつか移つてしまふと、同じような研究する人というのは非常に求めにくいわけでございますまして、そうすると、そこにまた異質の人が入つてくる。その場合には、その設備を全部変えなければならぬ。現在もいわゆる保管転換ということが行われておりますけれども、そういう意味では非常に流動的な研究室しかできないんじゃないか。たとえば五年で研究室ができたというところは通常あり得ないこととございまして、五年でやつと準備ができた、それから十年たつて初めていい仕事ができ始めたというのが通常の研究者の実態でございます。

そういうときに五年制の任期制をつくつて、そこで仕事をしようと言つたところで、それはしゃべる方の商売であつて、決して自分の実質はそこでは実らない、こういうことが起こつてくるわけですね。そうならば、ある大学におつた人がそこに客員として行くときにはその道具をそこへ持つていく、あるいはそこで教授になつた人がその道具

をまた持つて帰るというやうでなければ、この任期制というのはうまく成功せぬのじやないか、その点はいかがお考えですか。

○政府委員(富地員一君) 御指摘のように任期制の問題自体についてもいろいろ考へなければならぬいろいろな問題点はあるかと思つております。しかしながら、具体にはこの放送大学の評議会の議を経て学長が決めるということになつておるわけとございまして、私どもとしては任期制のメリツトというところにも着目してそういう制度を導入し得る考へ方を取り入れたわけとございまして、お話しのように、それでは現実の任期制がどう定着できるかという点についてはいろいろと御指摘のような点も検討しなければならぬところではないかと、かように考へております。

たとえば研究室についてたゞ具体的な例がお話があつたわけとございましてけれども、研究者がうまく同じ研究課題でなかなか引き継がないと、それでは研究室というものがなかなか定着しないではないかという点も、確かに実際の問題としてそういう問題点も出てまいつてどうかと思ひます。それらの点はこれから大学自身で実際の対応としては考へていただかなければならぬ点でございます。趣旨なり理由は、先ほど御説明しました点でございまして、それを現実の面でどう適用させていくか、それはこれからの現実の対応として考へていただきたいと、かように存じます。

なお、これらの制度そのものの、任期制の問題も恐らく取り入れるとすれば大変新しい試みでございまして、一つの新しい試みを進めていくに当たつてなかなか既存のところだけではそれが実行できないということもございまして、新しいところ

で新しい試みにも取り組んでいただきたいという気持ちで私も考へておるわけとございまして。ただ、そのことが結果としてすべてマイナスになるということに働くのあれば、それは制度として考へ直さなければならぬ点でもございまして、その辺は十分関係者に慎重に御議論もいただ

き、御検討いただいて、しかし新しい仕組みについてもやつぱり取り組んでいただきたいという気持ちもございまして。その辺は十分御検討をいただかなければならぬ課題であらうと、かように考へます。

○高木健太郎君 私、任期制が悪いと言つておるわけじやないんですけれども、まあ放送大学にしろ任期制にしろ新しい試みをここに持つてきてみよう、いわゆる教育改革をここで少しやろうというその気概は私は非常にいいと思ふんですけれども、ただ任期制はおもしろいからやつてみようというんではいけない、やるならばそれ相応の考へ方あるいは準備を十分しなければ、これは結局は失敗するんじゃないですかということを申し上げておるわけなんです。

もう一つお聞きしたいのは、学習センターというところではいろいろの実験もやりになる、実習もさせるということとございましてけれども、そこを担当する先生というの是非常勤で雇ひになる方が非常に多いと思ふんです。もちろん専任の教官もおいでになるでしょうけれども、非常勤の人がお手伝いにならなければ何カ所と設けた学習センターではやれない。その場合に、非常勤というのは、やはり大学の先生なり研究所の先生をお呼びになる以外にならうと思ふんですが、その方々のその任務を考へてみますと、かなりオーバーワークになるんじゃないか。非常勤の先生でどこにお勤めになつておると、正規の勤め口があるという方は、実はそこだけで私は十分いっぱい

いっぱいのことをやつておられるんだと。それを放送センターの方にこの人はいいからとやりますと、来いと言われればちよつと断るとぐあいがある。そういうことがあつてその人は悪い人になる。そうすると、せつかく自分の正規の勤務先で十分な業績を上げておられる人が、そういうところへ引つ張られていったためにその人一人が死んでしまふということにもなりかねない。というのは、その方は第一に放送される放送を見てなきやいかぬですね。自分がつくつたものじやないんだ

からそれを見てなきやいかぬ。それを見る前にその放送される教官と十分な打ち合わせをして、自分の意見もその中に入れなきやいかぬ。その打ち合わせの時間が要る。その時間はかなりかかるだろうと私は思ふんです。意見も違ひますし、かなりかかる。それからその放送を見る。それから今度は帰つてきまして学生と面接をしていろいろの授業に当たられる。今度はそれに対してアンケートをお出しになる。そのテストもおやりにならないければならぬ。そして判定もする。そして研究もする。こういうことになるわけですね。そういうことが果たして少数の非常勤でカバーできるのか、これを私、一番心配しているわけですね。

現在大学にお勤めの先生は、皆さん御存じでしょうけれども、少し上になつてきますといういろいろな委員会があつたり、あるいは政府関係の仕事もありまして、いろいろなところへ引つ張り出される。少しよくなればよくなるほどそういうところへ引つ張り出される。そのためにその人の一生をつぶしてしまふ、いわゆる学者としての一生をつぶしてしまふ、こういうことになりかねない。特に非常勤の若い先生を引つ張つてきますと、そのためにそこそこの若い先生の伸びがとまる。そういうこともありますので、このいわゆる学習センターで非常勤で雇ひになる先生方をどういうふうにしよ

うとお考へなんでしょうか。そういうことは絶対にさせないと、邪魔にならぬようにしますという自信がおありになるかどうか、それをぜひお伺ひしておきたいと思ふんです。

○政府委員(富地員一君) 御指摘の学習センターでの教官組織で非常勤でお願いする方々が多くなると、これはそういうことにならざるを得ないかと思つております。私もそのたゞいまの試算で申し上げますと、まあ一センター当たりで約三十人で行うというのを予定しておるわけとございまして、私どもの現在試算している点で、現段階の事務的な試算というところになるわけとございまして、持ち時間がどのぐらひになるかという点でございましてけれども、具体的には毎週三コマ、一コ

マが九十分授業ということで考えまして、これは学生数でございましてか教官の数から計算をいたした一人当たりのおおよその事務的な試算としてそれぐらいの負担ではないかという計算をいたしております。先生御指摘のように、学習センターでの授業というものが大変大事であり、かつこの放送大学ということに伴います通常の場合のいろいろな面で、たとえば本部の教官の方と事前の打ち合わせを要することでございますとか、あるいは御指摘のような放送の申し送りについて事前に主張する必要があることでございますとか、いろいろな点で従来の勤務形態とは全く異なつた別の負担というものが確かに御指摘のように想像されるわけでございます。

そういうような面ももちろん現実問題として考えなければならぬ点でございますし、また現実にもそれぞれの方々が實際持つております本務の方との調整ということももちろん大事なことでございます。そういう点も勘案いたしまして、事務的にはただいま申しましたような想定で非常勤の教官数というものも設定をいたしておりますけれども、これはそれぞれの学習センターでの実際の学生の数が現実問題どのくらいになるかと、あるいは学習センターでの実際の授業科目がどういうものになるかと、現実の問題でやはりいろいろと対応すべき問題点も出てまいつてようかと思っております。御指摘のようなこの放送大学の非常勤講師を務めたために本務の方が非常な影響を受けるというようなことはもちろんあつてはならぬこととございまして、そういう点は実務の態様といたしまして十分考えてまいらなければならぬ課題であらうかと、かように考えます。

○高木健太郎君　これはちよつと考えると簡単な
ようだけれども、実際は何か自分が現在大学で
やっていることと、放送ということになると、こ
れは人が組んだプログラムですからね、自分がや
っているんならそれは構いませんけれども、非常
勤の人というのは押しつけられてそれを教育しな

きやならぬということで、自分自身には余り情熱がわかぬのじやないかなという気もするわけです。しかも、地方から本部というところかへ行かなきゃならぬ、千葉なら千葉に。それをそのたんびたんびに打ち合わせに行くというんじやなくて、電話でやるとかいろいろなこともお考えになくなって、いるんではないと思いますけれども、しかし実際は、討論し合つて、自分はこういうプログラムをつくらうという希望をやらなきゃならぬ。そうすると、三コマといつてもそのためにも何回かは千葉まで行かなきゃならぬ、そういうこともそこへ起こってくるわけです。だから、これは私すごく簡単に考えてはならぬことで、この放送大学の一つの特徴は、放送大学では研究という

のは余りないですね。特に非常勤の人はほとんど何もないわけです。それで私は、やっぱり教育というのは自分自身が何か経験をし、そしてそれで研究をし、そのときに初めて教育というものの力が入るし、それに学生は応じてくるといのが、私、本当の教育だと思っんです。それをほかの人がつくったテレビの番組で自分がそれをただ説明

するだけだというような形にこれがなつて、そのために自分が暇をつぶされると、何のために自分は学校の教官としてやっているのか、その人の意味を失つてしまふ、こういうことがあつてはいけなないので――ただ、現在行われているように、非常勤は自分が行つて自分の思うことをどこかの学校でしゃべつてくるんですから、それとこれとは全然異質のものなんです。そういうことは十分これ考えておかないと、多くのこれから伸びようとする人をこのためにつぶしてしまうことだと思つて、ぼくは起こり得ると思ふんです。その点はいつとつぜひお聞きしておきたいと思ふんです。

○政府委員(宮地實一君) 先生御指摘の点は大変大事な点だと思しますので、私どももこれからつくられてまいる放送大学の、また学習センターの、実務の運営に当たってそういう配慮をした対応をしなければならぬというのは御指摘のとおりだと思います。そのところは十分対応をいたすべき事

柄だと、かように考えます。

○高木健太郎君　重ねて申し上げますけれども、番組は番組の制作部の方でつくる。それはある本部の所属の先生方が何かおつくりになる。今度は、その解説者としてスクーリングのところに、ある専門の教官が行く。これがうまくいくかどうか、がぼくは非常に問題である。その点は十分にひとつお考えいただきたいと、こう思つて発言をしたわけでございます。

もう一つは、この非常勤の先生方に対する研究費の補助、あるいは図書その他の補助というものはお考えになっているかどうか、それをお聞きしたい。

○政府委員(宮地實一君) 研究費の補助をどう考
えているかというお尋ねでございますが、非常勤
の方々、特に学習センターでの面接授業担当の方
々々の研究費のお話であろうかと思いますが、一
般論でのお答えになるわけでございますけれど
も、国立大学の場合の考え方はやはり参考にいた
しまして、研究費についても当然計上すべきもの
と、かように考えます。

○高木健太郎君　いまの非常勤のことでもう一つお聞きしておきたいと思うんですが、あるプログラムができておる、それをそのままこちらで解説をする、そういう形にならざるを得ないと、非常勤というのは。そうなりますと、わざわざそこへ教授の人あるいは助教授の人を非常勤で呼んでくるんじゃないくて、助手でもできる仕事じゃないかと思うわけです。その点はいかがお考えですか。

○政府委員(宮地貴一君) 具体的に最初番組をつくる際にコースチームが編成されてつくられていくことになるわけでございまして、それぞれの学習センターでその授業科目についてだれをお願いするかということも事前に相談が最初になされることになるかと思えます。対応といたしましては、たとえば具体的にただいま助手クラスの人でも考えられるかというお尋ねでございました。事柄によりましては、もちろんそういう適任者がいい

れば、そういうことも考えられるのではないかと思います。

○高木健太郎君　しかし、いま助手は教官として参画することはできないんじゃないんですか。講師以上でなければならぬと、そういうことになっていると思うんですけれども。

○政府委員(宮地貢一君) 原則論のところでは生
いま御指摘があったわけでございますが、学習セン
ターでの面接授業のあり方、もちろん学習セン
ターの機能の具体の中身になるわけでございまし
て、通常言われますような教室での講義というこ
とだけではなくて、いろんな機能が、そこにはカ
ウンセリングとしての機能とかそのほかいろいろ
な要素も考えられるわけでございます。大変具体

のケースについてのお尋ねでございますので、ちよつと私も具体的なケースが、現実問題としてコースチームの組み合わせがどういうことになり、そしてまたそれが具体の本部と学習センターとの組み合わせがどうなるのか、そういう点がこれから行われるわけでございます。コースチームを組んで教材製作等にはそういう関係者が集まってい

ろいろ協議をし取り組んでいくことになるわけでございます。具体的学習センターでの指導といえますか、いま御指摘の助手ではできるのかどうかというお尋ねでございますが、その辺についてはこれからの判断に待ちたいと思います。いずれにいたしましても、そういう実際問題としての具体の処理というのは、単にテレビを使うという点だけが新しいという意味ではなくて、そういう放送とそれから実際の学習センターとの組

み合わせと、そういうところなんかが一番問題点といえますか、実際の問題の処理に当たって具体的に処理としていろいろと今後検討課題が出てくる点ではないかと思っております。御指摘がありましたような御注意の点は今後の運営の面で十分生かしていくようにすべき事柄ではないかと、かように考えております。

○高木健太郎君 非常にこれはむずかしいだろうと私は思うんです、こういうところは具体的に。

しかし、ある程度具体的なことを詰めておかなければ実際問題になったときにそれが動かないというところになるわけですから、この点を十分ひとお考えになっておいていただきたい。たとえば、いわゆるカウンスリングとかスクリーニングをやる人が実際は番組をつくる本部の教官あるいは教授たちと話し合わなきゃならない。片方は助手である、片方は教授であると、また学校が違うし、先生が違うとかいろいろなことがありまして、その間にたまたま起こりやすい。そういうことまで考えておかないと現実には動かない。じゃ、ある大学の者だけで何かやるということになると、またそれが問題になる。こういうことになると、具体的なことはこれから考えますと言われまされども、ある程度具体的に掘り下げておいてからじゃないと、余り決めては私はいけないんだと、こう思ひまして念のためと思つてひとつお話し申し上げたわけです。

それから、先ほど小野先生からもお話がございましたけれども、第一期だということで放送学園というものをまず頭だけつくると、それからだんだん考えていくと、これは私はいいと思ひますが、この冊子が昭和五十年につくられていくわけですから、まあ五年半ぐらいたつていくんではないかと思ひます。これをある程度やつぱりもう一度検討し直して、改むべきところは改めておかれる方がいんじゃないかと思ひますし、それから、この第一期をおやりになりましたいろいろな都合ができてくるんじゃないか。あるいは法案まではいかないかもしれないけれども、その他いろいろな変更がある、そういう場合にはまたこういう場所でお話をやられるお気持ちがあるかどうか。その点、大臣からひとつお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 本日先生の御所見を拝聴いたしておりました、本当に一言一言が非常に貴重な御意見だと、現場を實際に運用してまいります場合に、特に学園でありますとか、いろいろとふくそうした教授陣営というもののあり方

を存じておりますだけに肯綮に当たる御注意だと思ひます。

その結論をいたしまして、いまお話しになったようなことを實際に軌道に乗つて運営してまいる際に再度そういうことを反省し、また、御高見を拝するよう機会が今後も持たれるかどうかというお話でございますが、それこそ私はなおさらその必要性を本當に痛感すると同時に、そういうふうな具体的な問題を生かしていかねばならぬという円滑な運営はできない、こういうふうにしみてみと思う次第であります。なお、最初に筋を引いてそれが軌道に乗りますと、それを改めるといふことはこれまた大変むずかしいことでございます。それだけに特に十二分にいまの御注意のようなことを銘記しまして、そして今後さらにそれを改善し改善していかねばなりつぱなものにならないというのを本當に考える次第でございます。ありがとうございます。

○高木健太郎君 もうちよつと時間でございますので。

まあこれは国立でございますから別に大学のカラ一とかあるいは建学の精神というふうなものはないのかもしれないけれども、何だかこれは学校に入つたらたまたま習いたいものを教えるぞというので、そこに何か一本何の筋もない、放送大学というのとはそこへ行って聞けば免状が取れるんだという自動車学校か何かのような気がするもので、もうちよつと大学らしいものがあつてもいいんじゃないか。いや教育基本法によるんですと、これじゃやつぱり弱いんじゃないか。やはり大学をおつくりになるとすれば、大学自体は、この大学はこういうところに特徴があつてこういう人間になつてもらいたいんだと、こういうことがどつちあつてもいいんじゃないか。お書きになると差し支えがあるからお書きにならないのか。あるいはもう基本法でわかつていゝからそれは言わないでもわかつていゝとおつしやるのか。何かこの文章を見ますと広く学問を与えるんだというようなことだけでございまして、ただ事実だけをどんど

ん教えていく、何だかそういうところだと講習学校か何かのような気がするんですね。そうじゃなく、少なくとも大学というものをつくるんなら、その大学のカラーなり建学の精神なりがこの中にある程度どこかに浮かんだ方がいんじゃないかと、そういうふうに通うんですが、その点ひとつお答え願ひます。

○国務大臣(田中龍夫君) 最後におつしやいました問題は、これはまたなかなかむずかしい問題だと存じます。つまり特に価値観の多様化したしております現代の社会構造において、このような寄り合い世帯と言つちやおかしいですけども、方々から集めてきましたオフィサーの考え方というものは本當に多種多様であらうと思ひます。そこに新しい建学の精神ができればそれはまことに結構なことでございますが、事実問題としては非常にむずかしいだらうなと思ひながらいま御発言になつたんだらうと私も存じますので、よろしくどうぞ願ひいたします。

○高木健太郎君 じゃ終わります。

○委員長(降矢敬義君) 本案に対する審査は本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

昭和五十六年五月七日印刷

昭和五十六年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

W